

対馬市告示第73号

平成23年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成23年11月25日

市長 財部 能成

1 期 日 平成23年12月6日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	長 信義君
山本 輝昭君	松本 曆幸君
阿比留梅仁君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	島居 邦嗣君
作元 義文君	

○12月7日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○12月6日に応招しなかった議員

小田 昭人君	桐谷 徹君
--------	-------

○12月7日に応招しなかった議員

小田 昭人君	桐谷 徹君
--------	-------

○12月15日に応招しなかった議員

齋藤 久光君

桐谷 徹君

議事日程(第1号)

平成23年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第6 認定第1号 平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第7 認定第2号 平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて(継続審査)
- 日程第8 認定第3号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第9 認定第4号 平成22年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第10 認定第5号 平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について(継続審査)
- 日程第11 認定第6号 平成22年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第12 認定第7号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について(継続審査)
- 日程第13 認定第8号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出
決算の認定について(継続審査)
- 日程第14 認定第10号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決
算の認定について(継続審査)
- 日程第15 認定第11号 平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第16 認定第9号 平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決

算の認定について（継続審査）

- 日程第17 認定第12号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第18 認定第13号 平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 認定第14号 平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第20 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第21 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第22 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第95号 平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第96号 平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第97号 平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第98号 平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第99号 平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第100号 平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第101号 平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第102号 平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第103号 平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第104号 平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第105号 平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第106号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第107号 対馬市斎場条例の一部を改正する条例

- 日程第36 議案第108号 対馬市市民基本条例
- 日程第37 議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
- 日程第38 議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第39 議案第111号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第40 議案第112号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第41 議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第117号 市有地明渡等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第6 認定第1号 平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第7 認定第2号 平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第8 認定第3号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第9 認定第4号 平成22年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第10 認定第5号 平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）

- 日程第11 認定第6号 平成22年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第12 認定第7号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第13 認定第8号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第14 認定第10号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第15 認定第11号 平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第16 認定第9号 平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第17 認定第12号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第18 認定第13号 平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 認定第14号 平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第20 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第21 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第22 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第95号 平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第96号 平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第97号 平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第98号 平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第99号 平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第100号 平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）

- 日程第29 議案第101号 平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第30 議案第102号 平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第31 議案第103号 平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第32 議案第104号 平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第33 議案第105号 平成23年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第106号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第107号 対馬市斎場条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第108号 対馬市市民基本条例
- 日程第37 議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
- 日程第38 議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第39 議案第111号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第40 議案第112号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(佐
賀地区)
- 日程第41 議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の
指定について
- 日程第43 議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第117号 市有地明渡等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養
成経費(医療技術修学資金)の定数増に関する請願書

出席議員(19名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 脇本 啓喜君 | 2番 黒田 昭雄君 |
| 4番 長 信義君 | 5番 山本 輝昭君 |
| 6番 松本 曆幸君 | 7番 阿比留梅仁君 |
| 8番 齋藤 久光君 | 9番 堀江 政武君 |

10番	小宮	教義君	11番	阿比留	光雄君
12番	三山	幸男君	13番	初村	久藏君
14番	糸瀬	一彦君	16番	大浦	孝司君
17番	小川	廣康君	18番	大部	初幸君
19番	兵頭	栄君	21番	島居	邦嗣君
22番	作元	義文君			

欠席議員（2名）

3番	小田	昭人君	15番	桐谷	徹君
----	----	-----	-----	----	----

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘	清治君	次長	梅野	泉君
課長補佐	國分	幸和君	主任	金丸	隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	大浦	義光君
副市長	齋藤	勝行君
政策補佐官	松原	敬行君
地域再生推進本部長	近藤	義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎	君
総務部長	平山	秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷	雅宣君
市民生活部長	長郷	泰二君
福祉保健部長	扇	照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜	君
建設部長	堀	義喜君
水道局長	阿比留	誠君
教育長	梅野	正博君
教育部長	大石	邦一君

美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。桐谷徹君、小田昭人君より欠席の届け出があつております。

ただいまから平成23年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、長信義君及び山本輝昭君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月15日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月15日までの10日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

第3回定例会終了後における議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

なお、11月15日に東京で行われました離島振興市町村議会議長会全国大会出席後、国土交通省の松原副大臣室を訪れ面会を要請しましたところ、わずかな時間でありましたが応じていただけることになりました。

9月の定例会で採択しました新たな離島振興法の制定及び防人の島新法の制定を求める意見書の概要を説明し、改正離島振興法には外海の離島は内海離島とは異なる特段の配慮をしてほしいことと、国境に位置する離島については特別措置法の制定をお願いする旨要請いたしましたところ、非常に前向きな発言をいただきましたことを報告いたしておきます。

次に、委員派遣に関する各常任委員会の調査報告がっております。

総務文教常任委員会は、長崎市の長崎ケーブルメディアを訪問し、ケーブルテレビを活用した市民サービスなどについて、厚生常任委員会は、平戸市の北部クリーンセンターを訪問し、最終処分場の維持管理費等について、産業建設常任委員会は、長崎市の県総合水産試験場ほかを訪問し、施設見学、事業概要の説明後、当市における利用、活用等についてそれぞれ調査研修を行っております。

詳細につきましては、皆様方に配付のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。行政報告をさせていただく前に、開会直後の冒頭で大変恐縮に存じますがお時間をちょうだいしまして、去る10月18日に発生しました賀谷へき地保育所の元嘱託保育士にかかる事件につきまして、市民の皆様へおわび申し上げたいと思います。

事件の概要につきましては、新聞等での報道のとおりでございまして、現在司法当局において鋭意進行中のこととでございます。私といたしましても、施設の管理、嘱託職員の指導監督の両面のあり方からこのようなことが発生したのかと痛恨いたしているところでございます。

管理指導のあり方にも、その一因があるのかとも考えられ、園児の皆さんや保護者の皆様をはじめ、市民の皆様方へ大変な思いと不安を抱かせまして、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

当保育所は、事件以来休園にし、園児は小船越へき地保育所まで通園をお願いしているところでございまして、本年度を限りに閉園の方向で準備を進めているところでございます。

また、施設管理、職員の指導監督のあり方における管理監督責任につきましては、司法当局の

進展状況を見きわめながら厳正に処分してまいりたいというふうに考えております。

今後につきましては、二度とこのような痛ましいことが起こらないよう、施設管理のあり方や職員の指導監督のあり方について十分に検証し、行政組織のあり方全般について見直しをしたいと考えているところでございます。大変申しわけございませんでした。

では、お時間いただいております行政報告に入らせていただきたいと思います。

本日、ここに平成23年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、9月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、地域再生推進本部関連の事項でございますが、アイランダー2011への参加について報告させていただきます。

先月、26、27の2日間、東京都池袋のサンシャインシティにおいて、国土交通省及び財団法人日本離島センター主催によるアイランダー2011が開催され、本市も参加させていただきました。

島に行こう、島で暮らそうをテーマに、島の魅力、定住及び交流の促進に関する情報提供を目的として、北海道から沖縄まで全国の島々が集い、本市においては島おこし協働隊が新たな力となり、五感で感じる対馬をコンセプトに企画段階から協議を重ね、手づくりのポスターやシタケを利用した対馬の模型等を作成するなど、従来と変わった対馬のPRを展開いたしました。

当日は、物販も含め手づくり判子を使ったエコバッグや、イノシシやシカの皮によるレザーグッズを使ったワークショップ等を行い、事前にインターネットを利用したフェイスブック等によるアイランダーへの対馬の参加告知を行った効果もあり、多くの方々が本市のブースを訪れ対馬を感じていただきました。

今後も、島おこし協働隊と連携しながら、さまざまな仕掛けや企画を行い、さらなる対馬の魅力発信を展開していきたいというふうに考えております。

次に、観光物産推進本部関連でございますが、JR九州高速船と未来高速の対馬釜山航路の新規就航についてでございます。10月1日から、JR九州高速船が釜山港から比田勝港、また11月1日から未来高速株式会社が釜山港から厳原港を就航し、新たに2つの国際航路が就航いたしました。

今回の国際航路事業者2社の新規参入によりまして、本市においては国際航路に3社、国際航空路に1社が就航することとなり、これまで以上に官民一体となった観光客の受け入れ態勢の充実やおもてなしの心の情勢など、早急な取り組みが求められております。また、地域経済の活性化へとつながる牽引役として、十分期待をしているところでございます。

次に、第18回朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会の開催についてでございます。

文化8年、1811年に最後の朝鮮通信使が対馬で易地聘礼を行ってから200周年のこし、朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会を11月5日、6日の2日間、対馬市交流センターをメイン会場として開催いたしました。

朝鮮通信使から学ぶ21世紀の東アジア善隣友好に向けてをテーマに、国内外から約400名の関係者が対馬に集いました。この大会では、ジェームス三木氏の脚本、わらび座の制作協力による市民劇団「漁火」の対馬物語の公演、対馬でとり行われた易地聘礼の国書交換式は本邦初公開であり、多くの関係者や市民の方々が対馬の歴史であり文化でもある朝鮮通信使を通じて、今後の国際交流のあり方を深めることができました。

次に、対馬アートファンタジアキックオフ事業の開催についてであります。

対馬を舞台として展開されてきた諸外国との文化交流を、現代アートを介して再現し、東アジアの方々との新たな出会いの場としていこうと、対馬アートファンタジアキックオフ事業2011ツシマリンクスを厳原市街地で11月5日から12月11日まで行っているところでございます。この現代アート制作には、広島市立大学芸術学部の協力を得て7名の作家による16作品を展示しております。

次に、長浜市との友好のまち縁組の締結についてであります。

滋賀県長浜市の藤井市長をはじめ、吉田議会議長らを迎え、本市との友好のまち縁組の締結式を11月4日に対馬市交流センターで行いました。平成21年10月17日に雨森芳洲先生のゆかりのまちとして、滋賀県高月町と本市が友好のまち縁組を締結していましたが、平成22年1月に高月町が長浜市と合併したことにより、新たな友好のまち縁組の締結を行いました。

今後の両市民の揺るぎない友情と、両市の持続的発展に寄与していくため、各分野で交流を推進していくことを確認をいたしました。

次に、朝鮮通信使日韓文化交流事業共同推進協定の締結についてでございます。

朝鮮通信使縁地連絡協議会と、大韓民国釜山広域市の財団法人釜山文化財団との間で、善隣友好のあかしである朝鮮通信使による文化交流を拡大し友好増進を図る目的で、朝鮮通信使日韓文化交流事業共同推進協定の締結式を11月5日に対馬市交流センターで行いました。

今回の締結は、平成18年9月9日に朝鮮通信使日韓文化交流事業共同推進協定を大韓民国の社団法人朝鮮通信使文化事業会と締結していましたが、同文化事業会が財団法人釜山文化財団と統合されたことにより今回対馬易地聘礼200周年を機に、新たに締結を行いました。

次に、第15回対馬市影島区行政交流セミナーの実施についてであります。

大浦副市長を団長に、本市の職員12名が10月6日から8日の日程で釜山広域市影島区を訪問し、第15回対馬市影島区行政交流セミナーを実施しました。今回のテーマは、海洋施策の振興として、本市から対馬漁場の現状と振興方策、影島区からは海洋環境改善と漁業者の所得増大

方策と題し、それぞれの担当職員が発表しました。

その後、意見交換を行い、水産資源確保のための方策や後継者育成など、海洋自然保護に関する情報を交換できる体制づくりを今後深めていくことを確認いたしました。

次に、対馬市国際諮問大使の委嘱についてであります。

対馬の振興浮揚に関する市長の諮問に対する提案、助言及び支援を行う対馬市国際諮問大使の3人目として、イノシシによる食肉、革製品の開発、研究、販路開拓等に知識が豊富で、イタリアと九州との間で経済活動を行っているディサント・ダニエレ氏を9月26日に委嘱を行いました。

次に、農林水産部関係でございます。

海洋温度差発電についてであります。先般独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構が公募していました海洋エネルギー発電システム実証研究等の選考結果につきましては、10月14日付で通知があり、今回の株式会社GECの提案は採択に至りませんでした。

しかしながら、対馬市周辺に無尽蔵に存在する海洋エネルギーの活用は、環境実践モデル都市の指定を受けた本市としても、エネルギー自給の島づくりを目指す上で不可欠であり、豊富な森林資源を有するバイオマスエネルギー利用とあわせ、今後の本市の活性化を誘引する重要な政策課題であると考えております。

このことから、若者が夢を持てる島づくりを目指すため、昨年度策定しました海洋温度差発電を主とした対馬市スマートアイランド構想の実現に向け、今後も海洋温度差発電の権威者である上原春男先生と連携を図りながら推進していきたいと考えております。

最後に、議案関係について御説明いたします。

本定例会に御審議願います案件につきましては、専決処分の承認2件、平成23年度一般会計補正予算等12件、条例の制定及び一部改正5件、辺地にかかる総合的な整備計画1件、新たに生じた土地の確認及び区域変更1件、指定管理者の指定4件、民事訴訟について1件、人権擁護委員の推薦について1件、合わせて27件の案件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。
委員長、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） おはようございます。それでは、ただいまより国県道路整備促進

特別委員会の調査報告を行います。

国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成23年11月17日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、市長部局より建設部の堀部長、松村次長兼建設課長、北部建設事務所の島居所長の出席を求め、第10回の委員会を開催いたしました。

今回の委員会は、国県道路整備促進にかかわる調査研究として、平成23年度対馬振興局管内の国県道路事業の事業概要と進捗状況について建設部より説明を承りました。

事業の一部について、先般の東日本大震災の影響により予算の削減はあったものの、ほぼ計画どおりの事業が実施されていることを確認いたしました。平成23年度新規事業である一般国道382号道路改良事業上県町大地バイパスについては、今後用地説明会を開催し、その後用地交渉を順次開始する予定となっておりますが、1日も早い着工のためにも地元の道路改良促進委員会の御協力と、事業完了までの存続をお願いするものであります。

本委員会が最も力を入れ、存在感を発揮していかなければならない改良が必要な未改良区間についてであります。残念ながら平成24年度において新規採択事業はないということでありす。

本委員会の今後の活動として、平成25年度の新規採択に向け、県知事はもとより、関係機関に対し陳情活動を行うべきではないかという強い意見が委員会の総意でもありました。

また、未改良区間について大きな問題となっているのは用地であります。新規採択の絶対条件は、環境整備、入会林整備であります。市の担当課では、臨時職員等を配置し対応をいただいておりますが、国県道路整備事業の早期実施のためには、職員を増員し入会林整備事業の進展を図るべきではないかという意見が多く出されました。

当委員会として、今後は国県道路の未改良区間について、それぞれの箇所が抱える問題点、課題等を箇所ごとに整理し、事業の早期実施に向け踏み込んだ調査研究を行うことを確認いたしました。

以上で国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

9月定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成22年度の各会計の決算については、審査報告書の提出がっております。

日程第6. 認定第1号

○議長（作元 義文君） 日程第6、認定第1号平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） おはようございます。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に閉会中の継続審査として付託されました認定第1号平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定しましたので、同規則第103条の規定により報告します。

以下、審査の概要について報告します。

当委員会は、平成23年10月25日から27日までの3日間にわたり、対馬市議場において、対馬市長、代表監査委員をはじめ各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成22年度の一般会計決算額は、歳入が338億4,159万5,011円、歳出が332億1,929万3,974円、歳入歳出差引額6億2,230万1,037円となっております。これを前年度と比較すると、歳入が2.9%増、9億5,534万1,680円、歳出が4.2%、13億4,231万6,444円、それぞれ増加をしております。

審査の過程でさまざまな意見がありましたが、その主なものとして、市税について、徴収率の向上のためなお一層の努力を要望する、指定管理者選定委員会のチェック機能の強化を図ること、各種事業の早期発注に努め安易な繰越は避けること、対馬市ケーブルテレビデータ放送の有効活用を図ること、教育現場の意向を反映した予算の確保に努められたい等の意見がありました。

市長部局におかれましては、本委員会の指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市民福祉向上のため、後年度の予算編成や今後の行財政運営に生かしていただきたいことを強く要望をいたします。

以上で決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

日程第13. 認定第8号

○議長（作元 義文君） 日程第7、認定第2号平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第8号平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

厚生常任委員長の報告を求めます。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件であります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年10月24日に対馬市役所別館2階第2会議室において、全委員出席のもと、市長部局より扇福祉保健部長、藤田市民生活部理事並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第2号平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額3億4,944万1,000円に対し、歳出額は3億4,806万3,000円で、差引決算残額は137万8,000円であります。

歳入の主なものは、1款診療収入で2億3,874万9,000円、へき地医療対策費補助金として3款県支出金で2,517万円及び一般会計からの繰入金として、4款繰入金で6,060万

4,000円であります。

歳出の主なものは、1款総務費2億3,653万7,000円については、医療関係職員8名、嘱託職員8名並びに嘱託医師3名等に対する給与、報酬、謝礼金等で1億5,955万8,000円、出張診療所医師派遣等委託料1,970万6,000円及び診療所の運営費等補助金1,429万9,000円であります。

2款医業費1億1,152万7,000円は、医薬材料費987万円、薬品代9,576万6,000円であります。直営診療所13カ所の患者数は2万9,058人で、医師が常勤します豊玉診療所、水崎診療所を含みましての患者数は1万7,923人、仁田診療所、鹿見、伊奈診療所を含みまして6,888人の患者数で、地域医療対策に貢献しているところであります。

認定第3号平成22年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額53億8,399万4,000円に対し、歳出額は53億7,745万8,000円で、差引決算残額は653万6,000円であります。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税10億6,393万8,000円、3款国庫支出金16億5,772万9,000円、5款前期高齢者交付金8億2,822万9,000円及び8款共同事業交付金6億9,134万3,000円であります。

保険税のうち、一般被保険者、退職被保険者を合わせた現年課税分の収納率は91.03%、前年度が90.14%でございます。滞納繰越分は、収納率10.34%、前年度10.71%であります。厳しい経済、雇用状況であります。保険税の収納率向上にさらなる努力を願います。

歳出の主なものは、2款保険給付費35億945万7,000円、3款後期高齢者支援金等5億9,319万3,000円、6款介護納付金3億1,804万4,000円及び7款共同事業拠出金8億792万6,000円であります。

国保事業年報による平成23年3月末の国保世帯数は7,358世帯で、被保険者数は1万4,561人です。特定健診について、国が示しております平成24年度末の目標受診率65%に対し36.6%、前年度は28.5%の受診率で、全国の他市町村と同様に目標の達成は困難な状況であります。関係機関と連携し、受診率向上にさらなる努力を願います。

認定第4号平成22年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額286万4,000円に対し、歳出額は69万3,000円で、差引決算残額は217万1,000円です。

本特別会計の老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行されており、本年度は給付費の過誤調整の最終年度で、歳出において、3款諸支出金69万3,000円は平成21年度分精算による支払基金及び県費負担金の返還金です。

認定第5号平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入

額3億1,648万2,000円に対し、歳出額は3億1,634万9,000円で、差引決算残額は13万3,000円であります。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料1億6,912万円、一般会計より5款繰入金1億4,571万7,000円であります。

歳出の主なものは、1款総務費で広域連合事務費負担金等3,694万7,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億7,905万9,000円であります。

保険料については、普通徴収率は93.5%、前年度は96%でございます。特別徴収率は100%であります。また、対馬市の被保険者数は平成22年度末で5,500人です。

認定第6号平成22年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額32億2,369万6,000円に対し、歳出額は31億9,917万5,000円で、差引決算残額は2,452万1,000円であります。

歳入の主なものは、1款保険料で4億3,437万4,000円、3款国庫支出金8億4,676万3,000円、4款支払基金交付金9億659万4,000円、5款県支出金4億7,180万9,000円及び7款繰入金5億5,279万9,000円であります。

歳出については、介護保険事業に伴う職員9名の人件費、電算システム保守料及び介護認定調査委託料として1款総務費に1億866万5,000円、2款保険給付費に30億73万7,000円、8款地域支援事業費に8,856万1,000円あります。

対馬市の65歳以上の高齢者は、平成22年度末で1万160人、そのうち介護が必要と認定された方は2,355人で、前年度2,225人に比べ5.84%の増加で、保険給付についても1億4,865万5,000円で、5.21%の増となっております。なお、保険料の徴収率は97.75%、前年度97.72%であります。

認定第7号平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額1億2,980万4,000円に対し、歳出額は1億1,254万2,000円で、差引決算残額は1,726万2,000円あります。

歳入の主なものは、1款繰入金で、介護保険特別会計より介護保険の給付費の3%に当たる8,856万1,000円が繰り入れされ、3款諸収入では、介護保険サービス事業収入等3,129万8,000円あります。

歳出の主なものは、1款地域支援事業費8,992万9,000円で、一般職員6名、嘱託職員3名に対する人件費並びに社会福祉協議会からの出向職員5名分の給与費等負担金、2款介護予防支援費2,261万3,000円は、介護予防支援計画（ケアプラン）作成委託料であります。

認定第8号平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額5億4,261万3,000円に対し、歳出額は5億1,133万8,000円で、差引決算

残額は3,368万9,000円であります。

歳入の主なものは、3款繰入金1億3,481万1,000円、施設介護サービス費収入等として、5款諸収入で3億7,745万5,000円であります。

歳出の主なものは、1款民生費4億4,444万3,000円、2款公債費6,689万6,000円であります。

一般会計からの繰入金は1億3,481万円で、前年度2億6,121万円に対し、1億2,640万円の減であり、これは緊急経済対策事業費の減及び正規職員3名の退職によるもので、本年度は公共投資臨時交付金等により浅茅の丘等の施設整備に5,012万4,000円が充当されております。

施設の利用状況については、短期入所者の延べ利用者数は浅茅の丘定員6名が1,485人、日吉の里定員4名が1,372人、また入所定員は各50名で、入所待機者数はそれぞれ年間平均30人前後とのことであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件の特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから、討論、採決を行います。7件に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

7件に対する委員長の報告はいずれも認定するものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から第8号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第10号

日程第15. 認定第11号

○議長（作元 義文君） 日程第14、認定第10号平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会

計歳入歳出決算の認定について及び日程第15、認定第11号平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括議題とします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。4番、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました認定第10号平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、10月20日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より豊玉地域活性化センターの中村部長、仁位地域支援課長、松尾地域支援課参事兼課長補佐、上県地域活性化センターの永留部長、春日亀地域支援課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

認定第10号平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,977万6,304円、歳出決算額3,868万5,075円であります。

歳入の主なものは、1款事業収入312万4,260円、2款国庫支出金1,507万7,923円、3款県支出金709万382円、4款繰入金は一般会計からの繰入金1,410万円となっており、国、県の補助が歳入全体の55.7%を占めております。

歳出の主なものは、1款総務費では主に職員の給料、報酬、職員手当等の人件費として2,731万1,574円、2款施設費は航路事業の運営に伴う経費として1,137万3,501円となっております。

この事業は、関係地域の生活航路ではありますが、船舶建造後相当の年数を経過しておりますので、費用対効果、代替交通の手段等十分検討され、事業運営をされるよう要望いたします。

認定第11号平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,103万9,568円、歳出決算額3,098万90円であります。

歳入の主なものは、1款売電事業収益1,958万9,148円、3款繰入金で財政調整基金からの繰入金1,116万1,000円となっております。

歳出の主なものは、1款電気事業費は風車管理に関する費用として1,582万8,749円、2款公債費は元利償還金として1,498万7,714円となっております。

本事業につきましては、現在関係機関と協議中であり、議会にも逐次交渉の経過報告がなされております。今後の事業運営は非常に厳しい状況であり、存廃を含め早急に結論を出す必要がありますので、さらなる努力を希望いたします。

以上、本委員会に付託されました認定第10号及び認定第11号の2議案につきましては、慎

重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから、討論、採決を行います。2件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

2件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第10号及び第11号の2件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16. 認定第9号

日程第17. 認定第12号

日程第18. 認定第13号

日程第19. 認定第14号

○議長（作元 義文君） 日程第16、認定第9号平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定第14号平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの4件を一括議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） ただいまより産業建設常任委員会審査報告を行います。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第9号平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第14号平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年10月28日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、桐谷委員、大浦委員は欠席でありましたが、堀建設部長、阿比留水道局長、ほか担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、認定第9号平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額は一般会計繰入金で114万5,000円、歳出決算額は償還金利子として114万4,799円であります。

これは、平成21年度に長崎県対馬振興局前のNTT西日本の用地を購入した公共用地先行取得等事業債の利子分であります。

認定第12号平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額8億4,433万3,921円、歳出決算額は8億1,846万5,139円であります。

認定第14号平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定については、水道事業収益2億4,407万3,077円、水道事業費用2億2,780万7,763円であります。

この両会計の水道使用料滞納額は、簡易水道事業特別会計で1,983万8,820円、水道事業会計で1,994万2,090円であります。また、両会計の不納欠損額は、簡易水道事業特別会計で65万8,620円、水道事業会計で297万8,980円あります。

この収納対策として、美津島、峰、豊玉に嘱託職員を1名ずつ配置をし、また給水停止の措置をとるなどして徴収率の向上に努力をしているところです。

認定第13号平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額は2,596万8,197円、歳出決算額2,199万2,760円あります。

対象件数89件のうち、加入件数は57件で、加入率は64.04%です。22年度の新規加入件数はゼロ件であります。その理由として、改造費に経費がかかるため家を改築するか新築するときにはしか加入をせず、また独居老人においては経済的にも難しい面が現実にあります。

以上、本委員会に付託されました認定第9号、認定第12号、認定第13号、認定第14号の4議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから、討論、採決を行います。

4件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

4件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号及び第12号から14号までの4件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20. 承認第9号

日程第21. 承認第10号

○議長（作元 義文君） 日程第20、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））及び日程第21、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただ今議題となりました承認第9号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明を申し上げます。

本案は、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を、去る11月4日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

今回の補正は、市道中山線において地滑りが発生し、その災害復旧のため増額するものであります。

一般会計補正予算書の第3号をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億5,600万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を4ページから5ページにかけての「第2表 地方債補正」によるものとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明をいたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。10款地方交付税は普通交付税を9万8,000円、14款国庫支出金は災害復旧費国庫負担金を600万2,000円、21款市債は災害復旧債920万円をそれぞれ増額いたしております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては、11款災害復旧費で市道中山線道路災害復旧に係る測量調査、設計管理等委託料など1,530万円の補正であります。

続きまして、議案集の3ページをお願いいたします。

承認第10号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、去る11月24日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

人事院においては、例年同様公務と民間の給与を比較した結果、公務が民間を上回ったため、国家公務員の俸給表を引き下げることと柱とした勧告を9月30日に行いました。

これを受け、政府としては我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するための国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が、今般の人事院勧告による給与水準の引き下げ幅と比べ厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであり、また総体的に見ればその他の人事院勧告の趣旨も内包しているものと評価できることなどを総合的に勘案し、既に提出している給与臨時特例法案の早期成立を期し、最大限の努力を行うこととされたところであります。

一方、地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ適切に対処すべきであることから、本市においては今般の人事院勧告の指示に乗り、一般職の給与について所要の改正を行うものであります。

なお、今般の人事院勧告に4月から11月までの民間給与との格差相当分を12月の期末手当で減額調整する旨の規定があり、勧告どおりの措置をするには期末手当の支給基準日である12月1日の前日である11月30日までに職員の給与条例等の一部改正条例を公布し施行する必要があることから、11月24日付で専決処分とさせていただきます。

改正内容について御説明を申し上げます。

第1条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。別表第1から第4までの給料表の改正は、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げで、50歳代が受ける号給で最大0.5%、40歳代後半層が受ける号給で0.4%、平均で0.2%の引き下げとなっております。

22ページになります。第2条は、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、任期付職員の給料月額を一般職同様に引き下げるものであります。

第3条は、平成18年対馬市条例第13号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成18年4月に、国の給与構造改革にならい給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げをいたしました。それに伴う経過措置として、引き下げ前の給料月額に達しないものには、引き下げ後の給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給をしております。

この経過措置の算定の基礎となる引き下げ前の給料月額について、給料表の引下改定が行われることを踏まえ、一昨年及び昨年の給与改定において給料表の引下改定が行われる号給の給料月額を受ける職員を対象に、0.24%及び0.17%引き下げたところでありますが、今回さらに0.49%引き下げのものです。

附則第1条で、今回の改正条例の施行日を交付の日の属する月の翌日の初日からと定めております。12月1日であります。

附則第2条は、本年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規定であります。

本年4月から、本条例の施行日の前日までの期間にかかる民間との格差相当分を解消するため、4月の給与に調整率0.37%を乗じた額に、4月から実施日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、今年12月の期末手当から減額調整するものです。

なお、この減額調整は、給料表の引下改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員のみが対象となります。

附則第3条は、本条例施行に関する委任規定を定めたものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、各案ごとに討論、採決を行います。

承認第9号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

次に、承認第10号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、起立によって採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 起立多数です。承認第10号専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

暫時休憩します。昼食休憩といたします。

なお、理事者側から全員協議会の要請がっておりますので、30分から議員控室において全員協議会を開催いたします。よろしく願います。

午前11時16分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午後1時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

大部議員から早退の届け出がっております。

.....
日程第22. 議案第94号

○議長（作元 義文君） 日程第22、議案第94号平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただ今議題となりました議案第94号平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による職員給与等の減額、合併振興基金の積立金及び災害復旧事業等の増額が主なものであります。

1ページをお願いいたします。平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319億6,940万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条債務負担行為は、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を6ページ及び7ページの「第2表 債務負担行為補正」によるものであります。

第3条地方債の補正は、地方債の変更を6ページから7ページにかけましての「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を37億660万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明をいたします。

まず、歳入であります、12ページをお願いいたします。10款地方交付税は、普通交付税を9億6,077万2,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金は、1項分担金で漁港整備事業分担金2万円を追加いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、1億1,580万6,000円を増額いたしております。自立支援費負担金2,402万1,000円、生活保護費負担金1,586万2,000円、道路災害復旧事業負担金1億2,157万1,000円の増額、子ども手当負担金4,181万9,000円の減額が主なものであります。2項国庫補助金は4目農林水産業費国庫補助金で、漁港整備事業補助金を4,000万円、14ページをお願いいたします。6目土木費国庫補助金に道路橋りょう費補助金3,116万4,000円、都市計画費補助金1,780万円の増額が主なもので、8,963万9,000円を増額いたしております。

15款県支出金1項県負担金は、保険基盤安定負担金1,215万6,000円、自立支援費負担金1,201万円など、2,055万1,000円増額いたしております。2項県補助金は、3目衛生費県補助金の地域グリーンニューディール基金事業補助金9,573万8,000円の増額、4目農林水産業費県補助金の鳥獣害防止総合対策事業補助金4,187万9,000円の減額、16ページをお願いいたします。5目商工費県補助金の外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金879万9,000円を増額するなど、県補助金は8,551万2,000円を増額しております。3項委託金は、長崎県議会議員選挙費委託金など935万5,000円を減額しております。

18款繰入金は、住民生活に光をそそぐ基金繰入金50万円を減額。

20款諸収入は、海岸漂着物地域対策推進事業県委託金5,313万9,000円の減額が主なものであります。

18ページをお願いいたします。21款市債は、合併振興基金積立事業債2億8,500万円など。20ページをお願いいたします。4億390万円を増額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。22ページをお願いいたします。1款議会費は、職員給与等188万1,000円を減額しております。

2款総務費1項総務管理費は、主なものとして1目一般管理費は、職員給与等1,379万9,000円の増額、24ページをお願いいたします。3目財政管理費は、合併振興基金積立金など3億5,910万円の増額、5目財産管理費は、15節工事請負費の庁舎等改修工事などに729万5,000円、26ページをお願いいたします。7目企画費は、19節負担金、補

助及び交付金の地方バス路線維持費補助金1億64万4,000円など、総務管理費は4億9,288万1,000円の増額、2項徴税費は職員給与等の減額が主なもので、28ページをお願いいたします。1,646万8,000円を減額、3項戸籍住民基本台帳費は、除籍簿戸籍システムイメージ登録業務委託料など、383万5,000円の増額、4項選挙費は長崎県議会議員選挙費を減額し、30ページをお願いいたします。市議会議員選挙費など、129万1,000円の増額、5項統計調査費及び32ページをお願いをいたします。6項監査委員費は職員給与などの減額であります。

3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の34ページをお願いをいたします。20節扶助費の自立支援給付費4,874万9,000円、4目国民健康保険費の28節の国民健康保険特別会計の繰出金1億3,786万1,000円などが主なものであります。2項児童福祉費は、36ページをお願いをいたします。3目児童措置費の20節扶助費の子ども手当4,904万8,000円の減額、38ページをお願いをいたします。3項生活保護費は、2目扶助費2,115万円の増額が主なものであります。

4款衛生費1項保健衛生費は、主なものとして1目保健衛生総務費28節繰出金の診療所特別会計の繰出金2,431万3,000円、40ページお願いをいたします。2目予防費13節委託料、予防接種事業委託料641万6,000円、2項清掃費1目清掃総務費、42ページをお願いをいたします。13節委託料、漂着物処理関係委託料4,500万円追加、2目塵芥処理費13節委託料、塵芥収集委託料を1,125万1,000円減額するなど、合計2,621万6,000円増額いたしております。

6款農林水産業費1項農業費は、44ページお願いいたします。3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金のイノシシ捕獲補助金など、3,538万9,000円の増額が主なもので、3,738万6,000円の増額であります。2項林業費は46ページお願いをいたします。2目林業振興費19節負担金、補助及び交付金、有害鳥獣駆除事業補助金1,000万円など、1,684万9,000円の増額であります。3項水産業費は48ページをお願いいたします。2目水産業振興費19節負担金、補助及び交付金の水産物販売促進事業費補助金の減900万円、4目漁港建設費15節工事請負費で阿連漁港整備工事費の増5,930万9,000円などが主なもので、50ページをお願いをいたします。3,200万5,000円の増額であります。

7款商工費は、3目観光費18節備品購入費で、三宇田浜キャンプ場のテント購入費など、52ページをお願いをいたします。19節負担金、補助及び交付金の外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金879万9,000円など、1,603万2,000円を増額しております。

8款土木費2項道路橋りょう費で職員給与等を減額するほか、3目道路新設改良費の54ペー

ジをお願いをいたします。15節工事請負費、仁田志多留線道路改良工事2,018万2,000円などの増額が主なものであります。4目橋りょう費は、橋りょう整備工事2,250万円の増額であります。56ページをお願いいたします。5項都市計画費は5目まちづくり事業費の増額1億1,559万7,000円、6項住宅費は維持補修工事など及び解体工事など1,601万6,000円の増額であります。

58ページをお願いをいたします。9款消防費は、職員給与等を減額するほか、2目非常備消防費11節需用費に消防用ホース購入費900万円を追加いたしております。

10款教育費、60ページをお願いいたします。2項小学校費は2,769万円を増額しております。修繕料、維持補修工事費及び備品購入費の増額が主なものであります。62ページをお願いをいたします。3項中学校費は1,473万4,000円を増額しております。15節工事請負費の仁田中学校の合併処理浄化槽工事1,640万円の増額が主なものであります。64ページをお願いをいたします。5項社会教育費は934万6,000円を減額しております。職員給与等の減額、6項保健体育費はスポーツ活動振興補助金238万6,000円の増額であります。66ページをお願いをいたします。15節工事請負費の運動公園や体育館などの維持補修工事2,013万9,000円の増額、3目学校給食費は職員給与等899万5,000円を減額しております。

11款災害復旧費は、市道中山線道路災害復旧工事費1億5,217万6,000円の増額であります。

68ページをお願いをいたします。12款公債費は、縁故債の繰上償還金5億円。

13款諸支出金は旅客定期航路事業特別会計繰出金85万6,000円の増額であります。

70ページから73ページにかけましては、補正予算給与費明細書であります。御参照をお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 2点質問をさせていただきます。

27ページ、負担金、補助及び交付金の中で地方バス路線維持費補助金が載っておりますけれども、この補助金を出すことは地域のバス路線の維持で非常に重要なことだと思うんですが、例えば交通会社等が運行する場合、時間帯については地区住民の意向を反映した時間帯を組んでいるのかどうか、まず1点。

そして、9月1日から11月30日まで実証実験で乗合タクシーを運行された6路線がござい

ますが、もう12月に入りますと当然実証実験ですので終わって普通の路線バスに戻っているんだらうと思うんですが、11月のたしか10日前後ぐらいにアンケートが来まして、15日までに集めるというようなことで各地区とも区長が回収をしました。その結果が出てれば教えてほしい。

そして、続いて57ページ、総務部長は主なものを説明しますということでしたが、私聞いておりますとこれはまちづくり事業費の中で、公有財産購入費で2億5,705万円が載っております。これはどこなのか、そしてどういうところで、例えば単価とか何かはどういう算出をされて購入されようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） 三山議員の質問にお答えしたいと思っております。

市民に身近な公共交通機関でありますバス路線は、近年のマイカー普及や車社会の進展によりまして利便性の悪いバス利用は減っているものの、いまだ老人や学生といった交通弱者にとっては、バスは必要不可欠ではなかろうかと思っております。

先ほど、住民の利便性を考慮しながらバスの便を考えてあるのかということの質問がありましたけど、やはり利便性もありますけど利用者が少ないということで最近では1日の便数が大変減っているような状態ではありますが、このような中で対馬交通等におきまして市からの赤字補助金が多額になっておりますので、路線網の再編等による持続可能な公共交通体系を確保するために、法定協議会におきまして22年3月に策定いたしました地域公共交通総合連携計画に基づきまして、スクールバスの空き時間を活用した市営有償バスの運行や、1カ月5,000円の定額フリーパスポートの販売、路線バスにかわる、先ほど話がありましたように新たな交通機関として予約制乗合タクシーを本年度から2路線実施いたしまして、残り6路線につきましては、現在11月末まで実証実験を行ったところであります。

先ほど、市民アンケート調査を実施しておりましたがその結果が出ておるかということの御質問であります、現在最終の取りまとめ中でございます。

本予約制の乗合タクシーは、従来の1日1便、ましてや2便のバス運行に比べ、1日4便の利便性の高い運行をしながら市民の利用満足度等もアンケート調査で把握しながら、今後どうやって運営していくかということ現在調査中であります。

それから、このアンケート調査に基づきまして現在財団法人ながさき地域政策研究所のほうに今後のあり方等のコンサルの委託もいたしておりますので、今後はコンサルの調査結果に基づきながら、地域公共交通対策協議会に諮りまして来年度以降の運行は検討していきたいとこのように思っております。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 予算書の56ページから57ページの5目まちづくり事業費の公有財産購入費の内訳でございますが、本件の議案第102号のほうにも公共用地先行取得特別会計の補正予算も上げておりますが、この特会のほうで計上いたしておりますNTT宿舎跡地ですね、巖原町の日吉にありますNTT宿舎跡地の特別会計からの買い戻し1億5,900万円と、現在検討いたしております巖原郵便局前の丸和用地の用地購入がその主なものでございます。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 公有財産の購入につきましてはわかりましたので答弁は結構ですが、バス路線について私住民、やはり議員というのは住民の代表ですから、決してこうバス会社とか行政側に立って発言するよりは住民の側で発言をさせていただくというのが私の考えです。

たしかに、ほかの路線はわかりませんが、今雞知から尾崎にかけてバスが出てます。尾崎を今7時40何分か50分ぐらいに出て、今里に8時ぐらい到着してます。それから雞知まで、恐らく8時20何分ぐらいには雞知に着くと思うんですが、着いて今度帰ってくる便というのは午後4時なんですよ。

例えば、雞知に着いてから7時間半ぐらいは雞知で用事がある人なら利用できるんですが、病院とか何かであればもう午後からの4時間というのは雞知でどっかで待機せざるを得ないような時間帯が今組んであるんです。

先ほど、乗合タクシーの予約をして乗合タクシーを運行する実証実験であれば、例えば1日4往復ありますので、病院が終われば乗合タクシーを利用して帰ってくる人が結構いらっしゃるというような話で、ぜひ実証実験だから期間が終われば当然それは運行をやめるだろうけども、今後そういう方向で続けていただくようお願いしてほしいという方も何人もいらっしゃいましたので、市がバス路線に対する補助金が、バスを走らせた補助金が安いのか予約制の乗合タクシーを走らせたほうが安いのかは私わかりませんが、そのあたりは今後検討するような余地はあるのでしょうか、ないのでしょうか。そのあたり、本部長なり市長にお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） 今、先ほども申しあげましたように、3カ月間の実証実験やって、アンケート調査を取りまとめ中であります。

先ほど言われましたように、確かに赤字補助金を少しでも減らすために便数を減らしたりとか今回行っておりますように乗合タクシーをしたりとかしながら、赤字補てんの市の持ち出しも減らしながら、そして利便性を考慮してやってきてるということでございますので、これは先ほども申しあげましたように地域公共交通対策協議会が対馬市の中でできておりますので、そのほうに諮りながら実験結果に基づいて来年以降どうしていくかというのは、この3月までに決定させていただきたいとこのように思っております。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） ちょっと最後になりますので、私この地域公共交通総合連携計画を見させていただいて、この中ではいろいろと市も考えたり路線の再編成をするなり、あるいは乗合タクシーを走らせるような計画を持ってるようですので、どの路線についても私は考え方一緒やと思うんです。市民の目線に立ったバス路線なり乗合タクシーを運行していただくように、ぜひこの機会にお願いをして質問を終わります。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、三山議員のほうからありました御意見ですが、これから対馬市の公共交通のあり方というもの、バス事業者だけではなくて、今行っておりますタクシーでつなぐ部分と、それからNPO等が受け持つ部分とに、恐らく3つに分かれていくというふうに私どもは考えております。

そうすることが、市民の利便性を高めることだろうというふうにも思っておりますので、そういう方向でこれからも市民の足を守るためにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 次。糸瀬さん。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 2点お尋ねします。43ページ、上段のほうの委託料ですけど、海岸漂着物の処理委託料の追加ということなんですけど（発言する者あり）管轄外で、うん。うん。

これは、私9月もたしか早目に処理されたらどうだろうかということをお尋ねしたと思っておりますけど、いまだに処理ができてないんですけど、漂着物収集された時点で応分の予算措置ができてると私は思ってますけど、今回これが可決できれば処理するということでしょうか。

それと、もう1点53ページ、外国人の観光客受入グレードアップの推進について、これちょっと詳しくお願いをしたいと思いますので、担当課よろしく。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいまの質問で、43ページの海岸漂着物の処理の件ですけども、これ今回長崎県が管理しております海岸があるわけですけども、こちらのほうの歳入で雑入で受けさせていただいてる金額をもって扱いたいと。

グリーンニューディールでやっている事業につきましては、きのうの段階なんですけども佐須奈地区がきょう明日のうちに回収をすべて終わるということで、ことしのニューディールによる海岸清掃はそれをもって終了ということ、12月20日をもってすべての今まで回収したものの、漂着物の処理に関する入札をしたいという計画を今持っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業について、ページ数は53ページの最上段になろうかと思えますけども、御説明申し上げます。

本事業は、本年長崎県のほうの大きな外国人観光客をふやすための目玉でございます、受入事業実施主体としては、外国人観光客受入施設推進施設ネットワークということで、振興局のほうで事務局を取り扱っておりますけども、ここに各観光受入、ホテルとか旅館とかバスとかそういう観光業者の皆さんが集まっておりますけども、その中で県の要綱で9月にちょうど市の負担分3分の1は要求をしまして補正を認めていただいておりますけども、今回直接事業主体には補助は出さないと、市を通してトンネルをしてからでないということ県の方の確定がありましたので計上しております。

内容的には、そういう地域指定を大陸の玄関口ということで、厳原、美津島と上対馬地域を指定申請をしておりますが、該当施設が申請があったのが13施設でございます。

一応、県が3分の1ということで879万9,000円、そして市も879万9,000円と3分の1でございます、具体的な内容については、ホテル、旅館内の外国語表記でございますとかインターネットの整備、個室にそれぞれの初期設定をするということと、ほかトイレいわゆるウォシュレットですかね、そういう整備に上限が設けてありますけども、そういう整備をして外国人をたくさん招こうというような内容でございます。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 歳入のほうの17ページに、海岸漂着物地域対策推進事業の減額と書いてあるんですけど、グリーンニューディールと、入りと出の問題ですけど、ちょっと紛らわしいような気がするんですけど、部長ちょっと詳しく説明してください。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 17ページの雑入の件なんですけども、この5,313万9,000円減額させていただいております。これは、グリーンニューディール事業の県補助金と県単独事業の海岸漂着物の処理費用の2つがございまして、県の委託料を雑入ということで受けております。グリーンニューディールのほうを県補助金という形で受けさせていただいております。

この段階におきまして、数字の取り間違いが発生をいたしております、グリーンニューディールのほうに二重計上という形になりましたので、このたび県の補助金の減額をさせていただいて、最終的な予算として3億2,645万7,000円の数字を計上させていただく形でグリーンニューディールと県の海岸漂着物の処理費用をもってことしの事業を進めていきたいということです。御理解いただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 1点だけお尋ねします。先ほど質問がありましたまちづくり事業の中で用地購入についてですが、用地先行で1億5,900万、これはNTT跡地ということで理解できるわけですが、残りの約9,800万が買収目的と、それからNTT跡地はその後用地購入から、用地購入時には幼稚園敷地としての購入という説明をもらいましたよね。その後の進捗状況と今回の9,800万の目的についてお尋ねします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） まず、公有財産の購入費の内訳でございますが、先ほど説明をいたしましたとおり、日吉のNTT宿舎跡地の一般会計からの買い戻しですね、これ1億5,900万円と、そして丸和用地につきましては今担当部署のほうで検討は進めておりますが、計画といたしましては観光交流センターですね、観光案内所とかそれに地場産品の推奨品の展示場とか休憩所とかそれに公衆用トイレ、そして大型バス等の駐車できる催事スペース、それに緑地等の計画をいたしております。

現在のところ、この用地購入費につきましてはちょっと時間のずれと申しますか、予算要求時期と双方の確認に至るまでのちょっと時間差が出ている関係から、当初予算要求時点では1億4,000万の予算計上をさせていただいております。

ただし、先ほど言いますように、この金額についてはまだ双方の合意に達してない金額でございますので、今後交渉というか協議を進める中でその辺の金額ははっきりしていくんではないかというふうに考えております。ですから、最悪現行予算でちょっと不足するケースも予想されますので、その対応としては3月の補正でも対応していきたいと思っております。

それと、このほかに道路整備事業等で若干工事の進捗のぐあいから、公有財産の事業費を皆減とした箇所があります。一つとしては、巖原小学校線、長寿院通りですね、ここと宮谷の鈴木ガソリンスタンドの裏に元検察庁宿舎があったんですけど、ここ公園整備とか公衆トイレの整備計画をしておりましたけど、財務省のちょっと都合がございまして今年度用地が取得が困難ということになって、その2業について事業のほうを皆減とさせていただきます。

それから、NTT宿舎の事業計画と申しますか内容について御説明をしたいんですけど、まずメインとしては幼稚園建設をメインとしております。そのほかに、公園整備とか若干取りつけ道路が入ってきます。この3つの事業で進めていきたいというふうに考えております。

このスペースにつきましても、今年度ある程度配置計画を行いまして、最終的には24年度に幼稚園の実施設計、そして25年度に本体工事ですね、そして26年度の開園を目指して今まちづくり交付金事業で実施をいたしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） ちょっと最後の分で、NTT跡地は幼稚園等の施設ということが主になると思うわけですが、それまちづくりでできるわけでしょうか。その点が1点と、やはり2億という数字が出てくる、2億5,000万もの用地購入については事前にそういった目的、面積等についても説明がほしいと思います。

私は、幼稚園を何でNTTの跡地のことについて触れるかといいますと、決定してからその後進捗しとるのか、果たして幼稚園は、巖原の幼稚園ばかりじゃないわけです。比田勝の泉を含んだ幼稚園、保育所も幼保一体型ということも計画されておりますが、巖原の幼稚園が進まなければ、今度は逆に巖原の幼稚園がまだ後であれば上対馬の幼保一体型を先にすることもあるわけでしょうが、今のとこまずNTTの跡地を買ったときには幼稚園を建てるということで議会も同意したと思うわけです。その後の進捗があまりにも遅いと思います。

それで、また今回は1億円もの用地を買おうと。用地だけ買って事業をしなければ、ぜひとも今回買わなければならないのかという気もするわけです。そのところもう少し説明ください。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 巖原幼稚園、それから久田幼稚園の統合について、進捗状況を申し上げます。

今年度、久田幼稚園の保護者、それから地域の方々、それから巖原幼稚園の保護者の方々に3回説明に入っております。済みません。訂正します4回説明に入っております。それで、NTT跡地に建設をするということで大筋で合意をいただいております。

したがって、今後の計画といたしましては来年度設計、それから25年度に建設、26年度当初から統合幼稚園がスタートできるという計画で進むようになっております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 山本議員の御質問に答えさせていただきます。

当然、先行取得の特会から買い戻すということでやっとな交付金事業対象に持っていき、これで補助対象になりという流れをまず、やっとなここまで来た。そして、買い戻すということですので特会での、確かにすぐに物事が進めばそれだけの負担はないんですけども、特会には迷惑をかけた形にはなっております。

今先ほど教育長が申しましたように、地域のほうから一定の方向性が見いだされつつあるものですから、今回ここで一般会計で買い戻しをさせていただくという運びとなった次第です。

また、今屋敷の件でございますが、これにつきましては、以前観光協会のほうから大型バスが駐車するスペースがなくて大変苦慮していると、そういうものをどこかできないかというお願いが上がってきておりました。

それと、先ほど建設部長が申しましたような機能を持たせて、駐車場だけではあまりにも土地購入がもたないという思いがありますので、あそこに以前ありました山や旅館という旅館がございましたけども、あの旅館については壊される前に建物を、再建といいますかできるように図っております。

そういう意味において、山や長屋門をあそこ、元家老の屋敷ですけども、ああいうものをあの場所に再建をしていく方向性の中で、先ほど言った機能を持たせていこうと。それと、路線バスの発着所もそこに機能を持たせていこうという思いで、今これを用地購入を上げさせていただいたところです。

この方向性につきましては、以前も話をさせていただきましたが、宗家墓所等の史跡整備委員会においてあの場所の活用をきちんとしないといけないということもありまして、その意向も踏まえた上でこれに取り組んでいるという次第です。

以上です。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 今市長の説明で十分理解できたわけです。先ほど、私はまだそういったところが理解できない部分があったものですから、丸和についてお尋ねしました。

また、NTTの跡地についても、来年度から設計に入るということで、ぜひ早い時期に建設ができますよう努力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 8番、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

45ページに農業振興費で、毎年毎年多額の有害対策、市としてイノシシ捕獲補助金等が掲載され、防護柵等も各全島に網羅されて対策はしていただいておりますけれども、何せこの現場のほうでイノシシの捕獲がかなり多くとれてるような状況やと思いますけれども、22年度にどれだけの実績があつて、23年度まだ中間ではございますけれども、その捕獲状況等が部長のほうで把握されておればお知らせをいただきたいと思います。

何せ、このイノシシ対策も本当に年々莫大な金を投下していただいているわけでございますけれども、全く農家のほうで被害等についても非常に苦慮されているのが現状であります。特にまた、今深刻となっているのが、農業はもとより林業のほうでシカの被害が非常に多くなってきたと。

今、我々の島でシイタケ栽培を基幹産業として推進をしていただいておりますけれども、この伐採した原木を次の萌芽していくことによってまた再生がなされて、20年後にはまた伐採できるというのがこれまでの循環型のパターンでありましたけれども、シカが異常な繁殖により、伐開して萌芽していくその芽を小さいうちにかんでしまい萌芽ができないような状況、この状況が

続くともう裸山になってしまいそうな状況が続いております。

市のほうも調査をしていただいて、その現況に踏まえた対策を打っていかなくや、環境王国という称号をいただいたこの対馬市も、本当にこれでそういう恥じない環境になっていくのかどうなのか、非常に私も考えるところがございます。そういうことで、先ほどの実績等について部長のほうからでもお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 平成22年度のイノシシの捕獲頭数から報告したいと思います。平成22年度におきましては、6,172頭にモデル事業での419頭を加えまして6,591ということになっております。

同じく、シカにつきましても、捕獲頭数1,585頭にモデル事業の41頭を加えまして1,626頭となっております。

それと、現在23年度の途中経過でございますけれども、10月分まででイノシシが5,113頭、約去年の捕獲頭数の2倍近くということになっております。

次にシカでございますけれども、シカも10月末で1,566頭といったことで、昨年度に比べまして約1.6倍ほど増としてるといような現況でございます。

○議長（作元 義文君） 8番、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） ありがとうございます。この数字を皆様も聞かれてびっくりされたんじゃないかなと思いますけれども、本当にこのような状況で、今まで猟友会のほうも協力されて捕獲にこれだけの実績を上げていただいているわけでございますけれども、このような大きな多額なお金を投下しても一向に減っていかないということに、本当に困ったことだなあと私も思っているわけでございますけれども、何とか対策をこれは講じないと、このままでいったらもうたちごっこでなかなか、いつになればこれが収束できるようなことになるのか、本当に悩ましいことでもあります。

それを踏まえて、先ほどもうイノシシもかなり全島的に、農地の保護についてはワイヤーメッシュ等も配置させていただいて、農地を守るようなことでやっていただいておりますけれどもなかなかこれも、イノシシもどんどん勉強していくもんですからワイヤーメッシュについてもなかなか効果が、いいところもありますけれどももうそれを押し破って入っていくというようなこともあって、非常に大変農家も苦慮されております。

そのようなことで、このシカについての対策をもう1回やっぱし猟友会と、しっかりと市のほうも捕獲に対して研究されていったほうがいいんじゃないかというようなことを申し上げて質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑を終了します。

お諮りします。議案第94号は配付しております議案審査付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第94号は配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。2時35分から開会します。

午後2時22分休憩

午後2時34分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第23. 議案第95号

日程第24. 議案第96号

日程第25. 議案第97号

日程第26. 議案第98号

日程第27. 議案第99号

日程第28. 議案第100号

○議長（作元 義文君） 日程第23、議案第95号平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から、日程第28、議案第100号平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第95号から議案第100号までの議案について御説明申し上げます。

まず、議案第95号平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、豊玉診療所の医事システム改修委託料及び生化学自動分析装置等の医業用機械器具購入費の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,431万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億

2,245万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

8ページをお開き願います。歳入の4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を2,431万3,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款総務費1項施設管理費は、職員の人件費及び豊玉診療所の医事システム電子カルテ改修委託料等1,822万3,000円を増額しております。

2款1項医業費は、豊玉診療所の生化学自動分析装置、多項目自動血球計測装置購入費等609万円を増額しております。

12ページ及び13ページに、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第96号平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険税等の急激な伸びを抑制するために一般会計及び財政調整基金からの繰り入れを行い、国民健康保険税を減額いたしております。

また、繰越金の減額、歳出では、介護納付金及び国庫支出金返還金を増額いたしております。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,184万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,468万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

8ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項国民健康保険税は所得割、資産割の税率及び均等割、平等割の決定等により、一般被保険者国民健康保険税を1億7,362万6,000円減額しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護納付金負担金等939万4,000円を増額しております。

4款1項療養給付費交付金は、退職者医療交付金、後期高齢者支援金の決定及び前年度精算交付金の決定により1,392万5,000円を増額しております。

5款1項前期高齢者交付金は、前々年度分の精算額等の決定により224万3,000円を減額しております。

10款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億3,786万1,000円増額しております。10ページをお願いします。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億円増額しております。

11款1項繰越金は、前年度繰越金を5,346万4,000円減額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。1款総務費2項徴税費は、嘱託職員報酬を20万円増額しております。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金ですが、116万5,000円を増額しております。

4款1項前期高齢者納付金は、4万5,000円を増額しております。

6款1項介護納付金は、額の決定により3,415万8,000円増額しております。

14ページになります。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の国庫支出金の返納金を2,323万4,000円増額しております。

12款1項予備費は、2,695万5,000円減額しております。

16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第97号平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,033万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入ですが、8ページをお開き願います。1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を158万3,000円減額し、普通徴収保険料を154万5,000円増額しております。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金を156万円減額しております。

6款1項繰越金は、前年度繰越金を13万2,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費は、給料、職員手当等427万1,000円を減額しております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金を280万5,000円増額してお

ります。

12ページ及び13ページに、補正予算給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第98号平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護予防サービス給付費及び基金積立金の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,660万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,283万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金を200万円、2項国庫補助金は、調整交付金を85万円、それぞれ増額しております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を302万5,000円増額しております。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金を125万円増額しております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、職員給与費等一般会計からの繰入金を511万4,000円減額し、10ページお願います。2項基金繰入金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を7万1,000円増額しております。

8款1項繰越金は、前年度繰越金を2,452万円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願います。1款総務費1項総務管理費は、職員の人件費等13万5,000円を減額しております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、特例介護サービス給付費を30万円、2項介護予防サービス等諸費は、居宅介護予防サービス給付費を970万円それぞれ増額しております。

14ページをお願います。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を879万4,000円増額しております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、介護給付費国庫負担金返還金等794万3,000円を増額しております。

16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第99号平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第

1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護予防支援委託料の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,082万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を123万6,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、職員手当等25万2,000円を減額、2項介護予防事業費は介護予防事業委託料を38万6,000円減額、3項包括的支援事業・任意事業費は、印刷製本費を32万円増額しております。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料を155万4,000円増額しております。

14ページ及び15ページに、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第100号平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計からの繰入金の減額、繰越金及び介護給付費収入の増額等が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,979万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入ですが、8ページをお開き願います。3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を3,040万3,000円減額しております。

4款1項繰越金は、前年度繰越金を2,637万6,000円増額しております。

5款諸収入1項介護給付費収入は、短期入所生活介護収入等444万円、2項自己負担金収入は、短期入所生活介護収入等171万9,000円をそれぞれ増額しております。

歳出ですが、12ページをお願いします。1款民生費1項社会福祉費は、213万2,000円増額しております。職員手当等の減額、消耗品等の需用費の増額が主なものでございます。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、議案第95号から議案第100号までの説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

6件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第95号平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第96号平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第97号平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第98号平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第99号平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第100号平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第101号

日程第30. 議案第102号

日程第31. 議案第103号

○議長（作元 義文君） 日程第29、議案第101号平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第31、議案第103号平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） 一括して議題となりました議案のうち、議案第101号平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人件費と渡海船の燃料費の補正でございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,269万1,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いいたします。4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を85万6,000円増額いたしております。

6款1項1目の繰越金は、前年度繰越金99万2,000円でございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は、職員の給料、職員手当、共済費の人件費3万3,000円を増額、2款1項施設費は、燃費高騰に伴う渡海船ニューとよたまの燃料費181万5,000円を増額するものであります。

12、13ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第102号平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

平成21年度に、本会計より先行取得をいたしました厳原町日吉のNTT宿舎跡地につつまし

ては、まちづくり事業として幼稚園建設や公園整備事業計画をいたしております。

今回の補正は、この幼稚園建設事業等を実施するために、前倒しで一般会計より一括買い戻しを行うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成23年度対馬市の公共用地先行取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項に歳入歳出予算の補総額に歳入歳出それぞれ1億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,043万5,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお願いいたします。1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入1億5,900万円の追加は、土地売払収入で一般会計からの買い戻しによるものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。10ページから11ページをお願いいたします。1款公債費1項公債費1目元金1億5,900万円の追加は、償還金元金の一括返済でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(作元 義文君) 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長(永留 秋廣君) ただいま一括して議題となりました議案のうち議案第103号平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、風車故障による4月から11月までの売電実績に基づく売電収益の見直し及び年次点検委託料の減額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,470万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

補正予算の内容につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページをお開き願います。1款売電事業収益1項営業収益1目

売電収益3,112万8,000円の減額は、平成23年3月から4月にかけて発生した風車2基の故障に伴う売電実績による減額でございます。

次に、3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金2,019万2,000円の増額は、売電事業収益及び一般管理費等の見直しによる減額相当分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、5款諸収入2項雑入1目雑入315万4,000円の増額は、風車故障により請求した風力発電施設総合損害保険制度の損害保険金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款電気事業費1項営業費1目一般管理費737万4,000円の減額は、修繕料191万4,000円並びに施設点検業務委託料575万4,000円の減額が主なものでございます。

次に、3款諸支出金1項基金費1目基金費44万9,000円の減額は、財政調整基金積立金を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただ今議題となっております3件は、委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第101号平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第102号平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）について、

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第103号平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第104号

日程第33. 議案第105号

○議長（作元 義文君） 日程第32、議案第104号平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第33、議案第105号平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第104号、議案第105号の2件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第104号平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億165万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであり

ます。

それでは、補正の内容について歳入から御説明をいたします。8ページ9ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料930万円の減額は、水道使用料の収入見込み修正による減額補正であります。

6款繰入金2項簡易水道繰入金1目簡易水道基金繰入金1,500万円の減額は、簡易水道基金繰入金の減によるものであります。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金2,053万6,000円は、前年度繰越金の追加であります。

10ページ11ページをお願いします。歳出でございますが、1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費475万3,000円の減額補正は、職員の1名減に伴うものと、消費税納付金の追加が主なものであります。2目施設管理費98万9,000円の増額は、既設のポンプ故障取りかえによる増額補正であります。2項水道建設費1目水道建設費において、目区分の増減はありませんが節区分において13節委託料の精査に伴う減額分を、15節工事請負費に同額の増額とするものであります。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、議案第105号平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。1ページをお願いします。

第1条、平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成23年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益第1項営業収益を65万円減額し2億7,464万5,000円とし、第1款水道事業収益を2億8,308万5,000円とするものであります。

続きまして、支出でございますが、第1款水道事業費用第1項営業費用を1,323万4,000円増額し2億5,042万5,000円とし、第1款水道事業費用を2億7,560万6,000円とするものであります。

第3条、予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,294万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額492万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2,801万5,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的支出第1項建設改良費を200万円増額し8,430万円とし、第1款資本的支

出を1億479万3,000円とするものであります。

第4条、予算第8条中、職員給与費6,610万9,000円を7,202万1,000円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容について収入から御説明いたします。

6ページ7ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款水道事業収益1項営業収益2目その他の営業収益65万円の減額補正は、消火栓等維持管理費負担金の皆減に伴う減額補正であります。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費1,354万8,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額及び修繕料の増加によるものであります。2目総係費31万4,000円の減額補正は、職員手当の減額が主なものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが8ページをお願いします。1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費15節委託料535万4,000円の減額補正は、設計委託料の精査による減額であります。21節工事請負費735万4,000円の増額補正は、委託料の減額に伴う同額を工事請負費の増額としたことと、さらに増工事に伴う単独工事不足分200万円を増額補正としたことによるものであります。

以上で議案第104号、議案第105号の特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第104号平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決をします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第106号

日程第35. 議案第107号

○議長（作元 義文君） 日程第34、議案第106号対馬市税条例等の一部を改正する条例及び日程第35、議案第107号対馬市斎場条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただ今一括議題となりました議案のうち、議案第106号対馬市税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案集の25ページ、条例新旧対照表22ページをお開きくださるようお願いいたします。

国におきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法及び政令並びに施行規則の一部を改正する省令を平成23年6月30日公布されました。

このことを受けて、対馬市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

具体的な改正について、主なもののみ御説明申し上げます。

1点目でございますが、経済社会情勢の変化に対応し、税制の信頼に一層の向上を図る観点から罰則が強化をされました。それに伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、鉾産税の納税管理人等の不申告に関する過料、退職所得申告者の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正しようとするものであります。

入湯税につきましては、特別徴収義務者にかかる帳簿記載の義務違反等に関する罪では、3万円以下から10万円以下の罰金刑にと所要の改正を行おうとするものであります。また、新たにたばこ税及び鉾産税に係る不申告者に10万円以下の過料を科すよう追加することといたしております。

2点目であります。認定特定非営利活動法人及び公益社団法人等への寄附金について、所得税の税額控除制度が導入されたのに伴い、寄附金税額控除をうたっています条例第34条の7の全部改正をお願いしようとするものであります。

なお、このたびの法令の改正により個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられております。

この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、規定によりそれぞれ施行日が異なりますので、議案集37ページの附則の施行期日を御参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第107号対馬市斎場条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。

峰浄苑の位置につきましては、平成13年4月、施設の供用開始より現在まで使用しています地番は、国土調査に基づく地籍簿の完成を待って条例を改正しようと予定されておりました。その後、平成19年2月には国土調査による地籍簿が完成、同年5月には分筆登記が完了していますが、条例改正をすることなく現在に至っております。

このたび、条例改正が必要であることを確認いたしましたので、御提案申し上げる次第であります。どうか深い御理解の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） それでは、2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第106号対馬市税条例等の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号対馬市斎場条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第108号

日程第37. 議案第109号

日程第38. 議案第110号

○議長（作元 義文君） 日程第36、議案第108号対馬市市民基本条例から、日程第38、議案第110号対馬市環境基本条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました議案第108号対馬市市民基本条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

国におきましては、従来の中央集権型行政システムから基礎自治体への権限を委譲することや財源の確保など検討が進められ、その一方では行政運営の自主性や主体性が求められているところでございます。

また、社会環境の変化にあつては、近年の少子高齢化の中で地域の担い手が減少している一方、市民参加やNPO等の活動が活発化するなど協働のまちづくりが推進されてきており、本市においても地域マネージャー制度の導入などで、市民協働の推進についての取り組みがなされているところでございます。

このような背景を踏まえ、今後の自治体の運営については、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める自己決定、自己責任が求められるなど地方自治制度が転換期に差しかかる中、活力に満ちた地域社会を実現していくためには市民、議会及び行政の役割と責務を明確にするとともに、これまで以上に市民がまちづくりにかかわる新たな仕組みづくりが必要とされているところであります。

そのような中で、本市におけるまちづくりの基本理念や市政運営のあり方などを定めるため、平成22年6月に仮称対馬市市民基本条例検討委員会を設置し、10回にわたる委員会の開催と、その間市内6カ所での市民との意見交換会、ワークショップ、市民アンケート調査及び議会との意見交換会の開催やパブリックコメントの実施など、市民の皆様からの御意見をいただき検討委

員会におきまして協議検討され御意見を取りまとめられ、本年10月18日に提言書の提出を受けたところでございます。

その提言に基づき、個性豊かで活力に満ちた社会構築を目指すための基本理念や市政運営のあり方を定め、市民主体のまちづくり実現のため本条例を制定しようとするものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

条例案は、前文と本文33条及び附則で構成されています。

前文は、対馬の歴史・文化や、自然及び先人の教えなども触れながら、これからの対馬のために私たちが大切にしたいことを述べています。そういった中で、市民自らがまちづくりに参加することで、さらなる市民協働を推進していく、新しい自治の仕組みを定めようとする本条例の理念をうたっています。

第1章の第1条から第3条までは、条例の目的、用語の定義や条例の位置づけを定めました。第2章の第4条及び第5条では、まちづくりの基本理念、基本原則を。第3章の第6条から第12条までは、本条例の根幹となす「市民、議会及び行政の責務と役割」を定め、3者が一体となつての青少年及び子供の育成、地域コミュニティ及びNPO法人の育成について取り組むことといたしております。

第4章の13条から第21条につきましては、市政運営に関し、その効率性や組織体制の整備、健全な財政運営、行政評価のあり方、行政改革の取り組み、市民の権利、利益保護のための個人情報取り扱い及び危機管理体制の整備について定め、第5章の第22条から29条につきましては、自治の基本原則である情報の共有、参画及び協働について定めています。その中で、政策等の実施に当たっては、市民にわかりやすく説明するとともに、審議会等の委員に市民公募委員を選任するよう努めることといたしております。

第6章の第30条では、住民投票について定めたものでございます。市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要がある場合、議員もしくは市長の提案、または住民の直接請求により、その都度条例を定め、住民投票が行われる個別設置型の住民投票制度といたしております。

第7章の第31条におきましては、対馬らしさの特色を生かしたまちづくりを進めることといたしております。第8章の第32条及び33条では、条例の検証について、制定後の社会の変化に対応した運用が図られるよう条例推進審議会の設置や、4年を超えない期間で条例の見直しを定めています。附則で条例の施行日を平成24年4月1日からといたしております。

以上で、提案の理由を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第109号、対馬市森林づくり条例の制定につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書53ページをお開きください。

対馬市森林づくり条例の制定に向けましては、平成22年9月に市民公募委員、林業事業者、漁業関係者、環境関係者、学識経験者、関係行政機関等により組織した（仮称）対馬市森林づくり条例検討委員会を設置し、同年9月14日の第1回検討委員会から平成23年9月28日まで9回に及ぶ委員会を開催し、対馬ならではの条例を制定するため、条例に盛り込む項目、内容、表現など活発な協議をいただき、検討委員会の意見を取りまとめた上で、本年10月12日に提言書の提出を受けたところでございます。

その間、同様の条例を策定しております地方公共団体へのアンケート調査をはじめ、市民向け森林づくりイベントの開催、対馬の未来を担う市内小中学生を対象としたアンケート調査、議会への進捗状況説明、パブリックコメントの実施など市民の皆様からの御意見をいただき、本条例を提案するものでございます。

条例の目的といたしましては、本市の約9割を占める森林に多様な機能を発揮させることを主眼とし、対馬の象徴でもあるツシマヤマネコ等大陸と日本のつながりを示す多様な動植物の生息空間の保全と、木質チップボイラー等再生可能エネルギーや、森林の二酸化炭素吸収機能を活用した新たな分野における森林資源の活用を2つの大きな柱として、森林が連環する森・川・里・海の環境保全、環境再生の礎となり、豊かな森林資源を生業として活用するとともに、自然豊かな森林を対馬市の大きな財産として、次世代に引き継ぐことを目的としております。

では、お手元の「対馬市森林づくり条例」をごらんいただきたいと思います。条例案は、前文と本文22条及び附則で構成されております。

それでは、大変恐縮ではございますが、条文の朗読につきましては省略させていただき、概要につきまして簡略に御説明申し上げます。

まず、前文は対馬の森林の役割、特徴、現状、課題、今後の方針などを明らかにしています。多様な動植物の生息空間として、また、他地域に類を見ない照葉樹林や落葉樹林などの豊かな植生を維持するとともに、環境に配慮した新分野の森林資源の活用のため、すべての方の理解と協力を求めるなど、本条例の理念をうたっております。

第1章の第1条、第2条までは本条例の骨格を定めるとともに、条例の目的、用語の定義や条例の位置づけを定めました。

第2章の第3条では、今後の森林づくりに対する考え方として、具体的に5つの項目を定めています。具体的には、利用目的に応じた森林のゾーニング、森林資源を活用した多様な産業化、

山・川・里・海が一体となった環境改善への取り組み、地域と連携した森林づくり、担い手の育成を基本理念としております。

第3章の第4条から第8条では、本条例の根本をなす行政、森林組合、森林事業者、森林所有者、市民の果たすべき責務と役割を定め、森林の有効活用と環境保全のために、それぞれの立場で取り組むべき事項を定めております。

第4章の第9条から第14条におきましては、本条例の大きな2つの目的であります林業及び木材産業の健全な発展のための施策と、多様な生態系に配慮した森林保全のための施策を定めております。

まず、林業及び木材産業の健全な発展のための施策として、木質バイオマス燃料の利用促進のための施策の展開や、島の自然、風土を利用した原木シイタケの再生と振興、森林の二酸化炭素吸収機能並びに化石エネルギー代替機能を活用した新規産業化の推進等を定めています。

次に、多様な生態系に配慮した森林の保全のための施策として、大陸と日本のつながりを示す多様な生態系の保護のため、環境に配慮した森林整備の推進や、人々に癒しをもたらす植物の面的な保全、森・川・里・海の連環した環境を保全するため、河川環境に特別に配慮した森林整備及び保全等を盛り込んでおります。

第5章の第15条、第16条では本条例の目的、理念を具現化するための具体的計画であります「対馬市森林づくり基本計画」の策定について定めております。

また、第6章の第17条におきましては、前述の対馬市森林づくり基本計画の策定及び検証機関として、また今後の本市の林業施策の提言、調査等を行う機関として、対馬市森林づくり委員会の設置について定めております。

第7章の第18条では、本条例の目的の達成のため、市独自の森林整備、環境再生を図る事業の推進のために、基金設置による持続的な取り組みを行っていくことを定めております。

第8章の第19条から21条では、遵守事項として、市有林以外の山林への立ち入り調査と、その際のルールについて、また森林法等上位法令の遵守について定めております。

第9章第22条では、本条例で定める以外の必要な指針、要綱、その他については別に定めることとしております。附則で、条例の施行日を平成24年4月1日としております。

本条例は、本市の約9割を占める森林に、多面的な機能を発揮させるとともに、森林環境の再生と保全並びに森林資源の有効活用のための、今後の森林林業施策立案における最上位指針として上程させていただくものでございますのでよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、市民生活部長、長郷泰二君。

ちょっと待ってください。本日の会議時間を議事の都合によって、あらかじめ延長します。は

い、どうぞ。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま一括議題となりました議案第110号、対馬市環境基本条例の策定の経緯と、概要につき説明を申し上げて提案理由とさせていただきます。まず、条例策定に至る経緯につきまして御説明申し上げます。

既に御承知のとおり、本市は平成22年9月29日、長崎県環境実践モデル都市に選定されました。このことを契機に、今後本市の環境施策を市民や事業者、行政が一体となって総合的かつ計画的に推進するためには、環境基本条例の制定が必要であるとの観点から、平成23年2月1日、学識経験者、諸団体の代表者や事業者、公募委員及び市職員で構成した環境基本条例検討委員会を設置し、6回にわたる委員会の開催と環境関連団体との意見交換会、市民からのパブリックコメントを御検討いただき、本年10月12日提言書をいただき、本議会に条例を提案するに至っております。

次に、条例の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げます条例は、本市における環境の保全や創造について、基本理念や基本方針を定めるとともに、市、事業者、市民、滞在者の責務を明らかにしつつ持続性のある環境施策の促進と、次世代への継承を目的に条例を制定しようとするものであります。

この条例は、全29条で構成しており、特徴的な事項は「魏志倭人伝」の記述を引用し、本市の持つ歴史的背景と環境の情景を記述するとともに、本市の進むべき方向性と決意を明らかにした前文を設けているところにあります。

第1条において、条例の骨格と目的を明確にし、第2条は、本条例に用いる用語の意味を、他の概念や言葉と区別できるよう定義いたしております。第3条では、基本理念を掲げて、第4条から第7条において市、事業者、市民、滞在者のそれぞれの立場における責務を定めております。

第9条は、施策の策定等に係る8つの指針をうたい、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うことを定めております。第10条は、環境施策の計画推進を図るための基本計画の策定に係る方針を。第11条から第23条は、環境保全及び創造のための施策について、項目ごとに定めております。

第24条、第25条においては、海岸漂着ごみの処理問題や海洋資源問題など、広域的な取り組みを必要とする施策は、国等と連携し国際協力のもと推進することを定めております。

第26条は、施策推進体制の整備について触れ、第27条、第28条において環境審議会の設置と掌握事務について定めております。なお、附則で施行期日を平成24年4月1日といたしております。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 議案第109号につきましてちょっとお尋ねしたいと思いますが、この森林づくり条例は19項目22条からなっているようですが、これはおおむね自然環境の保全と、木材販売等も含めた森林の有効活用を推進するというようなことのようにありますが、これを進める上におきましては、森林所有者、土地所有者を制限する、そういう縛るといいますか、そういうことが予想されるわけですね。ですので、これは森林所有者に対しての説明会等は考えておられないのか。

と申しますのは、ここに何点か具体的なことがあります、ゲンカイツツジやヤマザクラ、ケヤキ等を残す、あるいは対馬市伐採ガイドラインを定める、こういうガイドラインを定められますと、それに沿って森林所有者は売買をしていかなければならないことになりますと、また、森林づくり基本計画がどういうふうに具体的にになっていくか、まだできておりませんのでわかりませんが。

こういうものにつきましても、できたらそれに沿って地権者は事業を行っていかなければならないということになりますので、その所有者を無視して、説明なしにこれを我々が決めていくというのは、少しどうかなあという気がするわけですが、そういう説明会等のお考えはないのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） おっしゃられるように、今後説明会等を順次開いていきたいというふうに考えております。

まず、第4条の第3項の中で、市の責務及び役割といたしまして、市はこれらの森林づくりに関する情報の提供を通じて、理解が得られるよう努めなければならないといったような、こういう項目を設けております。

そういうことで、24年度にこの伐採ガイドライン、そしてまた森林づくり基本計画を策定するようにしておりますけれども、このときにつきましても各地域への説明会を通じて、このような基本計画、そして伐採ガイドラインを作成していきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 説明するというところでございますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

ただ、その計画をやっていく中で、これには5年ごとに見直すと、また市長が必要と認めたら見直していいですということが載っておりますので、それでいいんですが、やはり、最初に地権者に説明をするべきであろうかと思えます。

話は大きくなりますけど、私が申すまでもなく、この自然は数十億年かけて現在に至っている

わけであります。その森林もまたそうでありまして、本当に長い間かけて合った気候、合った土地に合った植物、木が育っているわけであります。人がそれをいじって、計画を立ててあちこちするというのは、私は、あまり賛成はできないわけであります。

自然は自然の木をそのまま育てたのが一番いいわけでありまして、どの自然木にも花も咲き、実もなりまして、蜂とか鳥とか、動物を育てているわけであります。ですので、私はわざわざ計画を立てて、ああじゃ、こうじゃという森林づくりをしていくべきではないというような気はいたします。

ただ、植林が昭和30年ごろから政府も奨励して、進められているわけですが、私どもも幾らかの植林はいたしておりますが、植えた木は整備しなければいけません、いまだに補助事業で栽植がなされているわけですね。ですので、もうそろそろ対馬でどのくらいの自然林を残すか、ここの中でもいいですけど、そういうことを検討する時期に来ているのではないかと思います、そういうことをするにしても、所有者、地権者の承諾が必要でありますので、ぜひ説明会で、よくその辺も説明しながら進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 今の堀江議員に関連する、森林づくり条例について、もう一点だけ確認をしておきたいと思いますが、今さっき、堀江議員も質問されましたように、特に、浅茅湾を一体としたゲンカイツツジ、そして私が一番大好きな久田のヤマザクラ、すばらしい対馬にとっては大きな私は財産だろうと私は思います。これを、この条例の中でどのように縛っていくのか、この中では私は見えないんですね。

さっき堀江議員が言いましたように、やはりそういう景観を、もう1件の環境保護のこの条例も関係してきますけど、やはり、何を残すのか、この島で何をどういうふうに残していくのか、漠然と森林づくり条例、もちろん今からこの条例が採択されて、具体的に入っていくんだらうと思いますけど、やはり最初に、ポンと条例をつくって、後、細則をしていくのか、ある程度絵を描いていって最終的にそういう条例を組み立てていく、2つやり方があると思うんですが。

例えば、比田勝部長、特に私がさっき言いましたように、森林所有者が普通はこのあたりでは、ひと山買われますね、森林事業者が地主から。その場合、例えばゲンカイツツジを残してくれろ、そしてヤマザクラを残してくれろ、ケヤキを残してくれろ、という場合に、果たして3者協議の中で果たしてこれはうまくいくのかなと、私はこれを非常に心配しているんですが。

例えば、先ほど基金の話が出ましたが、基金あたりを積んで、そして山林所有者か、あるいはもしくは事業者のほうに何らかの手当てをして縛っていかないと、私は、これは大きな絵に描いたもちのような気がしてならないわけですが、そこらでどこまで考えてあるのか、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず、この条例に書き込んでおります、先ほどおっしゃられるようなヤマザクラとかツツジの保全につきましてでございますけども、第6条の第1項と第2項に、森林事業者は人々にいやしをもたらす樹木とか、ケヤキ、カヤ等の有用樹木、こういったところの保全に配慮するということをうたっております。

それとまた、次に第7条におきまして森林所有者の責務と役割ということで、森林所有者は、このような樹木の保全に努め、かつ自然景観を損なわないよう配慮するものとするということをうたっております。

それと、基金についてでございますけども、基金につきましては第18条に、基金を設置するということをうたっております。この基金につきましては、平成23年度よりジェイバー制度を活用した基金をつくっていききたいということで、今年度委託等も出しております。ということで、幾らかのジェイバー制度による基金が入ってまいりますので、ここら辺をうまく活用しながら、先ほどおっしゃられるような保障的と言いますか、ヤマザクラとかツツジの保全については、協力していただけるようなことで協議をしたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 最後にしますが、目的はよく理解はできるんですけど、この案件は産業建設常任委員会に付託されて、もっと詳しく審査されると思うんですが、何か漠然として、よく理解ができないところがあります。

さっき言いましたように、ヤマザクラ、ゲンカイツツジ、ケヤキそういうものは残していかなければいけないと思うんですが、じゃ、果たしてそれを残して、全伐した中にヤマザクラが1本あって、果たしてそれが本当にきれいなのかなと、ある程度チップ材として全伐した中にゲンカイツツジがパラパラとあって、それが果たして景観として役立つのか、そこらあたりが、非常に私はこういうものを残す目的はわかるんですが、やはり常緑の森の中であって、初めてそのヤマザクラとかゲンカイツツジとか、そういうものが私は生きてくるんだろうと思います。

ですから、そこらあたりの計画性、そういうものも今後詰めてもらいたいと思いますが、片や森林づくり条例の中にバイオマスとか、そういうものが字句として入ってきておりますので、果たしてこれバイオマスを今後推進していくのには、やはり原料としてどこからか供給してこなければいけない。それは人工林の間伐材等もそれはいいでしょうけど、そこらあたりをもう少し、私はこの件については、産業建設常任委員会のほうで慎重に議論をしていくべきじゃないかなと思っておりますので、私の気持ちを述べさせていただきました。

○議長（作元 義文君） ほかに。2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） 森林づくり条例と、環境基本条例のことについてお伺いをしたい

と思います。

先ほど、近藤部長のほうが社会の変化に対応というキーワードの言葉を言われましたけども、52ページ、基本条例においては条例の検証と見直しということで、積極的に社会の変化に対応していこうという意味はわかりますけども、その後、森林づくり条例につきましては、条例自体の見直しについては文言はありませんが、60ページ、基本計画については10年の計画で、おおむね5年ごとに見直すという文言があります。

最後に、環境基本条例につきましては、基本計画自体も見直す文言がないし、条例自体も見直す文言がありませんが、ここに全体を見られたかとは幹部の方は思いますけども、3通り見直しについての考えの文言が違いますけども、それについて何か意味があるのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 黒田議員の御質問ですけれども、確かに本条例、環境基本条例の中には見直し条項をうたっておりませんが、具体的に71ページになりますけれども、第3章で環境審議会というのをうたわせていただいております。ここが、基本的に見直しについて協議する場ということで理解をしているところです。

この中におきまして、今後、環境審議会を設置することによって、御指摘のものにつきましては、見直しもしていきたいと考えているところであります。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 森林づくり条例の見直しにつきましては、第15条にうたっておりますように、おおむね10年間の基本計画を立てた中で、おおむね5年ごとに見直すということをおうたっております。

と言いますのも、森林もそれなりに樹木も成長していきますし、ここら辺の森林環境もおのずと変わるものと思っておりますので、ここら辺で5年ごとの見直しが必要なのかなというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） この条例を見てみますと、罰則がありません。

今の対馬市の考えというか、時代の流れは市長も標榜しております「協働・連携」だと思えます。罰則がないからこそ、皆さん対馬市の各関係各署が協働して築いていかなければならないと思っております。そういう中で、社会の変化に対応するというので、基本条例については、はっきりと見直しをするということが書かれております。

今、森林づくりと基本条例のことについては、基本計画の中で、審議会等の中で変更があればしていくということですが、やっぱりはっきりと基本条例のように、定期的に見直すという文言を入れて、時代遅れを回避するような条例にしていきたいなど。

もう一点が、どうしても見直し規定がないと、そのときのいろいろな状況の中で、新たに規定を追加するということでもなれば、改正条例を提案しなくてはいけなくなりますけども、そのときの連絡調整については意外と大変なことになりますので、あらかじめ初めから定期的に見直しをするということを条例に盛り込んだほうがいいのではないかと、私は感じたところであります。以上でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今3つの条例の見直しの件を、黒田議員のほうから意見を言っていました。

この森林づくり、それから環境というテーマと、最初の市民基本条例のテーマというのが、若干意味合いが違うということと、やはり2本のほうは自然を相手にしているものですから、その期間というのがどうしても長くなっていく、長い期間をかけて育てていったり、変えていったりしていく必要があるということがありますので、計画の中での条文の中でこのように挙げずに、逆に市民基本条例については、政治システムに大きく絡んでくる問題でございますし、国の方向とかいうことが変わったとき、それも変わり得る制度だと思っておりますので、そういう意味において条例にここは挙げ、こちらでは計画で扱うということを市民の皆さんも選択をされたのかなというふうに、私はこれは感じております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 私は立派な条例が3つ出て、ここで行政の皆さん、各担当部長にお聞きしたいんですが。

まず、市民基本条例の目的は立派なことを言っていますが、どのように担当部署として進めていくのか。それと環境、それと森林づくり、これは今現在の山々は雑木林と造林地しかないんです。造林地は杉、ヒノキを造林して高く木材として売るために、私は植林をしたと思う。雑木は、これは久保知事のときだと思っておりますけど、対馬の雑木をシイタケに、県にわざわざシイタケ場をつくって、その推進ということで、この落葉樹と、そして造林した杉、ヒノキしかないと思うんです。

そうしたら、あなたたちが目指しておるバイオマスを利用した発電所とか、いろんなことはどの木を使うのかなあ。まさか、造林した杉、ヒノキをバイオマスに使うんじゃないかしら。シイタケの原木になる落葉樹をバイオマスに使うことは継続してないだろうと思うし。

そして今現在、イノシシ等で各山の下草はなんにもありません。雨が降ったら鉄砲水が流れてくるのが対馬全体の山の現状なんですね、8割以上の山が占める。そういう中、どういった立派な条例を、どのようにこの時期になってからつくっていくのか、それをちょっとお伺いしたい。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 私のほうから市民基本条例のことで、今後どう進めていくかということにつきまして御説明いたします。

その前に、先ほどこの3条例に共通しておる内容につきましては、黒田議員がおっしゃいましたように、やはり参画と協働だというふうにキーワードは、私はこの3つの条例はなるんではなかろうかなど。要するに、今後のまちづくりについては市民の方々の参画が必要だと、そして行政と一緒に協働で物事を進めていくという考え方になるというふうに思っております。

そういう中で、市民基本条例の今後の問題でございませうけれども、阿比留議員がおっしゃいますように、あるだけの条例ではだめだと、だからみんなの条例にしなければならないということになります。

特に、先ほども御意見がありましたように、やっぱり年数を限っていくということについてのこの条例の意味は、やはりほかの条例の上に立つ条例、最上位の条例だという位置づけをしておりますので、やっぱり社会の環境に適宜対応していくことで必要じゃないかなという意味合いから、年限を切っておるところでございませう。

したがって、市民基本条例の今後につきましては、今回の補正にも少しあげさせていただいておりますけれども、いかに市民の間に浸透させていくか、そして市民のものにしていくかということが非常に大事だろうというふうに思っておりますので、23年度におきましてもシンポジウム等の開催、それからチラシ等の配布等を、あるいは市報を使つての啓発、そしてまた、できれば24年度以降にも市民基本条例を制定したということの記念行事を毎年やっていながら、市民の方々に定着していきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 森林づくり条例の中での、チップボイラー等につきましての質問だと思うんですけども、現在のチップにいたしまして「湯多里ランド」とか、「白松」等の製塩工場でチップが使われております。

これらのチップにつきましては、林地残材とか曲がり材、俗に言うB材とかC材とかいう材料でございませうけれども、そこら辺をチップとして活用して燃料にするといったことが実施されておりますので、阿比留議員さんが言われるように、シイタケの材料となる、そういう落葉樹、ほだ場用の木をわざわざチップボイラー等にするということは、私といたしましても考えておりませう。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） この条例の活用ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

確かに、今おっしゃるように、イノシシ、鹿の被害で山林は御指摘のとおり鉄砲水が出る状態

には、私自身も目にいたしておりますし、自覚をしております。ただ、その傍ら環境への負荷をかけている現代社会、車社会を含めてですけど、こういったものについて、今のままでいいんだろうかということ、一つの条例の中で提起をさせていただいた。

だから4条から定めております各市民、行政、事業者それぞれが持っている生活の中で、どのように環境に優しい生活ができるかの、そういうことを、そのような立場で一つ検討もしていただきたい。だから、そういった場をつくる役割というものは、今後行政の中でさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 私が、なぜそれをいうかと言いますと、地方分権で対馬が合併する前に、私はちょうど上県町の議員をしておりました。そのとき私がよく議論したことは、地方分権されて職員がそれに対応できるのか、今まで林道をつくると言えば、極端な話が、紙切れ1枚に書き込むだけ場所と、そういう職員たちが、果たして一般財源化したときにこれに対応できるのか、これを一番心配しておったのです。

しかし、このとき国もさすがですよ、職員がそれでは対応できないからと言って、今度予算をつけた。恐らく対馬市も予算をつけて、職員の教育をやったと思う。A市、B市いろんな市が職員の教育からやっている。しかし、各市において差が出てきています。

それはなぜかと言えば、新しい市長になってから地域マネージャー制度というのができた。私はこのときに、今、補佐官が参画と協働が主になる。確かにそうですけど、それすらできていないから、基本になる基本条例をつくってやったらどうかというのが、私の一般質問に立ったときのあれです。これ、できたこと私は大変嬉しく思いますよ。

しかし、問題はこれから先に、それをあなたたちが勉強してどんなふうを担当官が持つていくかが大事なことです。立派な条例をつくっても、実行に移らんと、私は何もならんと思う。

特に、今度環境とか、森林づくり、対馬らしさという立派な言葉がありますよ。対馬らしさとは何か、山険しい貧乏な島が対馬らしさなのか。だから、言葉で言うのは立派だけれども、この対馬らしさは何かという基本ができていないと思います。

そういうところから、こんな立派な基本条例ができて、それに恥ずかしくない行政の進め方をしてほしい、これは私からの要望です、お願いします。

○議長（作元 義文君） もう1件だけ、ちょっと待って、まだある。あるなら休憩しましょうか。（発言する者あり）

それでは、あと2人でこの問題について終わります。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 先ほど阿比留議員も言ったように、立派な条例ができておるわけですが、この議案の108条の市民基本条例、そして109条の森林づくり条例、そして

110号議案の環境基本条例でございますが、こういう条例を3つつくることによって、市民の生活がどのくらい向上するのかと。それと、これに3つの条例をつかった、これに係った費用、これはどれくらいなのかということ、まずお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、質問の1点目についてですが、これについて、つくることによってどれだけと言われて、それを係数で表すということは全くできないと思っております。心の持ちようの部分も当然ありますし、これから対馬市の一つの方向性が、こういうふうなシステムでやっていくんだということをおっしゃっていただかなくてはいけないと、そのために啓発をしていきますということでもあります。

この条例によって、市民が市政のやっていることとかいうのにも参画していただく中で、やはり興味も抱くことによって、市はより良い方向に行くのではないかと、さらに、経費等の当然無駄とかいうものについても、市民のほうにさらに細かく見ていくこともあるだろうと思えます。

そういう意味において、係数的なことはわかりませんが、今の時点では全くわかりません。しかし、この条例によって市民と市政の間が近くなるというふうなことを、予定をしているというふうに御理解いただきたいと思えます。

2点目につきましては。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 私のほうから、経費のことについて答えさせていただきます。

この3つの条例とも22年度から23年度、2カ年度にわたって会議をもっております。そういうことから、3つの条例で22年度が約210万、そして23年度が280万、計の490万、3つの条例で22年度から23年度にかけて2年度の事業でございますが、約490万円の経費がかかっております。内容としましては、委員さんの費用弁償が主でございます。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 490万の大きい金額を出しておるわけですから、やはり確実なものにこの条例はしていただきたいと思えます。

それと、この条例の文言の中で、よく市民の責務とか、事業者の責務というのがうたっておりますよね。まあ、当然市民、事業者に係るわけですが、逆に市民だけではなくて、例えば職員の評に関する条例とか、そういうことはこういう基本条例をつくったときに考えたということはないでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市職員の責務とか役割とかいうことにつきましても、この12条の中でうたいこんでいるんですけども。

○議長（作元 義文君） 最後ですね、10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この中でうたっている文言じゃなくて、私が言うのは、職員基本条例なるものをつくったらどうかということなんですよ。

例えば、今、大阪府で職員基本条例というのが継続審議をされておられます。その中で、こういう条項があるんですよ。第15条に給与の原則というのがございます。「職員の給与は同一労働、同一賃金の原則に基づき民間の同一職種または相当する職種に準ずる給料とする」という、こういう基本もあるんですよ。

そして、36条には、こうもうたっておるんですよ。「職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、過員を生じた」、まあ、過員というのは多すぎだということでしょうね、「そういった職員は免職とすることができる」と、こういうふうな職員基本条例も現在審議をされておるんですが、このような基本条例の制定のお考えはございません。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私自身不勉強で、今初めて職員基本条例というのが大阪ですか、審議されているんだということを知りました。

少なくとも職員、まあ、それは、いつ頃に施行する予定で今進んでいるのでしょうか。教えてくださいたいんですけども。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 今継続審査ですから、これが終われば多分可決される。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 職員の給料等につきましては、今、国が押し進めております労働基本権の問題等々があります。24年度とか25年度とかいう話もございますので、そうなったとき給料の形というのは変わっていくものというふうに思っておりますので、私どものほうで職員基本条例というものを、今つくるまでもなく、世の中は、すぐそこに来ておると思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか、それでは脇本君で、あとは委員会に付託したいと思います。はい、どうぞ。1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 47ページ、基本条例の8条の2、やはりどうしてもここが私はひっかかるんですが、「青少年及び子どもはそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」やはりこの年齢というところに、どうしても私はひっかかるんですね。

これは教育現場でも、何歳だったらどのくらいまでできなければおかしいというような、そういう感覚にもなっていないかなと思うんですよ。年齢で区切るのではなくて、やはりそれぞれの成長段階とか、そういう言葉使いのほうに適していると、この前も私言ったんですけども、検討した結果、またこの年齢ということになったんでしょうが、もう一度、今私が言ったように、

何歳だったら大体このくらいできて当たり前だろうというような教育方針につながりかねないという懸念もありますので、もう一度検討いただけないかと思います。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） この文言につきましては、前回の意見交換会のときも出ました。この青少年及び子どもと言いますのは、20歳未満、未成年ということでございます。

それで、それぞれ年齢がどうかという言葉、字句の問題だと思わすけれども、私どものほうも検討委員会で、再度論議をしたわけですけれども、まあ、それぞれの年齢に応じた、そうしたまちづくりに参加をしていくということで、現行の条文のままでいいのではなかろうかなということで了解を得ておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 御了承願いますということは、このままでいきますということですね。もう検討の余地もないということですね。

私はやはり、これ子供の教育の方針にもかかわってくると思いますよ。この何歳だったら大体このくらいできて当たり前だろうと、それぞれの成長の度合いは違うわけですから。こういう言葉の端々に、それぞれの市の教育委員会の教育の指針というのが出てくるんじゃないですかね。もう、検討しないというのであれば、もうくどいですから、ここで止めておきます。

○議長（作元 義文君） 脇本君の意見を踏まえて、総務文教常任委員会でもた願います。

お諮りします。議案第108号から議案第110号までの3件は、配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は配付しております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。4時30分から行います。

午後4時22分休憩

午後4時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第39. 議案第111号

○議長（作元 義文君） 日程第39、議案第111号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま議題となりました議案第111号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案しております12辺地のうち、尾浦辺地、犬吠辺地、仁位辺地の3辺地が変更計画で、昼ヶ浦、巖原、久田、洲藻、芦浦、嵯峨・貝鮎、小綱、久原、豊の9辺地が新規計画でございます。

各辺地の事業内容を御説明いたします。総合整備計画書案をごらんいただきたいと思っております。まず、巖原町尾浦辺地でございますが、消火栓の老朽化による布設替え整備の追加に伴い事業費を100万円追加し、2億100万円に、辺地対策事業債予定額を100万円追加し、5,100万円に変更するものでございます。

次に、美津島町犬吠辺地でございますが、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車の経年劣化による更新に伴う変更でございます。なお、この更新につきましては、この犬吠辺地を含め7辺地での小型動力ポンプ付積載自動車の更新を計画しておりますことから、事業費は7辺地とも同額での計上となります。事業費を3,526万9,000円追加し、4億2,236万9,000円に、辺地対策事業債予定額を3,520万円追加し4億2,230万円に変更するものでございます。

次に、豊玉町仁位辺地でございますが、豊玉診療所において胃カメラを導入することで、適正な医療体制の整備を図ることに伴い、事業費を340万2,000円の追加、辺地対策事業債予定額を340万円追加といたしております。また十分な水利確保のため、新たに耐震性貯水槽を設置することに伴い事業費を1,800万円追加し、辺地対策事業債予定額を1,270万円追加し、事業費の合計を3,208万2,000円に、辺地対策事業債予定額の合計を2,670万円に変更するものでございます。

次の、美津島町昼ヶ浦辺地から新規計画でございますが、先ほど変更計画で申し上げました犬吠辺地と同様の小型動力ポンプ付積載自動車の更新に伴う計画となります。

次に、巖原町巖原辺地でございますが、消防施設における小型動力ポンプの導入に伴う計画となります。また、今屋敷地区プールの解体による新たな貯水槽の設置に伴い、事業計画を変更いたしております。

次に、巖原町久田辺地でございますが、十分な水利確保のため、新たに耐震性貯水槽を設置する計画といたしております。

次に、美津島町洲藻辺地及び芦浦辺地、豊玉町嵯峨・貝鮎辺地及び小綱辺地でございますが、先ほどの昼ヶ浦辺地と同様の小型ポンプ付積載自動車の更新に伴う変更計画といたしております。

次に、上県町久原辺地でございますが、小学校の統合に伴う児童の交通手段の確保のため、スクールバスの導入に伴い事業費1,865万円、辺地対策事業債予定額1,360万円を計画いたしております。

最後の、上対馬町豊辺地でございますが、先ほど6つの辺地計画で申し上げました内容と同様の、小型動力ポンプ付積載自動車の更新に伴う計画と、さらに当辺地の消防団格納庫において、災害時での十分な対応を図るための拠点施設としての新築に伴い計画をいたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから採決をします。議案第111号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第40. 議案第112号

○議長（作元 義文君） 日程第40、議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）、ただいま議題となりました議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）、提案理由の御説明をいたします。

本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施行しました佐賀漁港整備事業に伴い、岸壁敷及び物揚場敷とし

て、公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を峰町佐賀字在家に編入するものでございます。

土地の位置につきましては、字図、位置図を添付し、赤塗で表示している部分でございますが、峰町佐賀字在家536の14地先で、面積559.21平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから採決します。議案第112号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第41. 議案第113号

日程第42. 議案第114号

日程第43. 議案第115号

日程第44. 議案第116号

○議長（作元 義文君） 日程第41、議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定についてから、日程第44、議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

市が設置しております当教習場の管理につきましては、効率的かつ効果的な管理を行うため、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、株式会社共立自動車学校に指定管

理を委託しているところでございます。

今回、契約期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく候補者の選定等により、引き続き、株式会社共立自動車学校を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の選定につきましては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められました指定管理者選定委員会により、同条例第4条第1項の選定方法及び基準に沿って公正に審査をした結果、募集要項の選定基準を満たし、昭和41年から45年間という長きにわたる経営実績、また、最近の利用者の減少から厳しい経営状況の中、管理委託料が発生しないよう企業努力により運営されている現状から、引き続き指定管理者として選定をいたしました。なお、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としております。

続きまして、議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、提案理由とその内容を御説明をいたします。

本施設は、通称「半井桃水館」と申しますが、この施設の管理運営につきましては、平成21年4月1日より特定非営利活動法人「対馬郷宿」を指定管理者として、管理運営を委託しております。

今回、平成24年3月31日をもって契約期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく候補者の選定等により、引き続き特定非営利活動法人「対馬郷宿」を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の選定につきましては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められた対馬市指定管理者選定委員会により、同条例第4条第1項の選定方法及び基準に沿って、公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たしております。

また、当NPO法人「対馬郷宿」は、まちづくりの推進などの活性化を目指す事業の展開と、地域住民と行政との協働を通じた市民活動の定着を寄与することを目的とした団体であり、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館において、市民参画イベントを開催するなど、堅実な管理運営がなされております。

今後も積極的に運営することが期待できると思われることから、引き続き指定管理者として選定をいたしました。なお、管理委託料は153万5,000円を予定し、指定管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 峰地域活性化センター部長、大川昭敬君。

○峰地域活性化センター部長（大川 昭敬君） ただいま一括して議題となりました議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市ファミリーパークの運営管理につきましては、現在、社会福祉法人「梅仁会」理事長日高一夫氏を指定管理者として、管理運営を行っておりますが、平成24年3月31日をもって契約期間満了となります。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請があり、選定の結果、指定管理者候補といたしまして、社会福祉法人「梅仁会」理事長日高一夫氏を指定管理者として指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年間といたしております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち、議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市パークゴルフ場は平成19年4月1日より、社会福祉法人米寿会を指定管理者として管理運営をしておりますが、平成24年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募の結果、2団体からの申請がありました。

選定の結果、社会福祉法人米寿会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査し、指定管理者候補として選定いたしました。なお、指定管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第113号から議案第116号までの4件は配付しております議案付託表

のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第45. 議案第117号

○議長（作元 義文君） 日程第45、議案第117号、市有地明渡等請求に伴う民事訴訟についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） ただいま議題となりました議案第117号、市有地明渡等請求に伴う民事訴訟について、その提案理由を御説明申し上げます。

対馬市が所有する土地の明渡請求に係る民事訴訟提起のため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、対馬市が所有し管理している対馬市豊玉町田1081番4所在の用悪水路532平方メートル中、79.962平方メートルに長崎県が下県地区中山間地域総合整備事業で整備し、設置した排水構造物を無断で撤去するとともに、当該排水路を埋立、当該用悪水路に隣接する相手方の所有する各田に取り込み、工事を施工し、原状回復の通告にも従わず、当該土地に稲を植えつけ、その後も再三の原状回復請求に応じない等、公的資金を投じて取得した用悪水路である不動産を侵奪したものであります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 諮問第2号

○議長（作元 義文君） 日程第46、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

現委員、松村穎幸氏が平成24年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の人権擁護委員といたしまして、薄本利夫氏を適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。

同氏は、美津島町雞知乙503番地44にお住まいで、昭和48年から平成23年3月まで小学校教諭として、子供たちを指導する立場から人権問題にも取り組んで来られました。また、平成23年4月からは対馬市教育相談員として、学校現場における教育支援活動に深い御理解と熱意をもって取り組んでいただいております。人格・識見ともに申し分なく、人権擁護委員として適任と考え推薦いたします。どうぞよろしく願います。

○議長（作元 義文君） 質疑がありましたらこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決をします。

本件は薄本利夫氏を適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は薄本利夫氏を適任とすることに決定しました。

日程第47. 請願第1号

○議長（作元 義文君） 日程第47、請願第1号、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書を議題とします。

本件は、厚生常任委員会に付託します。審査報告は12月15日に行います。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。あしたは定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時56分散会
